

我孫子市

第二次環境基本計画

～人と自然が共生する環境にやさしいまち 我・孫・子～



令和5年3月
我孫子市

【はじめに】

本市は、手賀沼、利根川そして古利根沼といった水辺や、斜面林・谷津の里山が広がる緑豊かなまちであり、首都圏30km圏内にありながら、四季のおりなす美しい自然景観や生態系に恵まれています。特に、本市のシンボルともいえる手賀沼をはじめとした豊かな水辺環境は、大きな魅力です。

この我孫子の持つ優れた環境を保全し、豊かな自然の恵みを次世代に引き継ぐため、本市では平成13（2001）年策定「我孫子市環境基本計画」及び平成24（2012）年改定「我孫子市環境基本計画（改訂版）」に基づき、市民・事業者・市の3者で協働して環境施策に取り組んでまいりました。

近年では、温室効果ガスによる地球温暖化や気候変動、特定外来生物による生態系への影響といった環境課題のほか、新型コロナウイルス感染症に伴う人々のライフスタイルの変化等、私たちをとりまく情勢はめまぐるしく移り変わっています。

このような中、「我孫子市環境基本計画（改訂版）」の計画期間が満了となることから、令和5（2023）年度から令和16（2034）年度までを計画期間とする「我孫子市第二次環境基本計画」を策定しました。

本計画では、将来環境像を「人と自然が共生する環境にやさしいまち 我・孫・子」とし、4つの基本目標「カーボンニュートラルを実現するためのまちづくり」「手賀沼をはじめとした水辺を守り、自然と共生するまちづくり」「快適な環境で、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」「一人一人が環境を意識し、行動するまちづくり」に基づいた施策を定めています。

また、令和2（2020）年7月に発表した「ゼロカーボンシティ宣言」をより実現可能なものとしていくため、計画内に市域の温室効果ガス排出量の削減を目指す具体的な取り組み（緩和策）と、気候変動の影響を回避・軽減する取り組み（適応策）からなる「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含しました。

環境を取り巻く状況は今後さらに複雑化することが予想されますが、市民・事業者と市が一体となり、持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組めるよう、本計画を推進してまいります。

結びに、本計画を策定するにあたり、数々の貴重なご提言をいただきました我孫子市環境審議会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいたすべての皆さまに心からの感謝を申し上げます。



令和5（2023）年3月
我孫子市長 星野 順一郎

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 環境基本計画の目指すもの | 1 |
| 1. 計画の基本的事項 | 2 |
| (1) 計画策定の趣旨と目的 | 2 |
| (2) 計画の対象範囲 | 3 |
| (3) 計画の期間 | 3 |
| (4) 計画の位置づけ | 4 |
| 2. 環境基本計画の目指すもの | 5 |
| (1) 基本理念 | 5 |
| (2) 基本目標 | 6 |
| (3) 施策の体系 | 8 |
| (4) 環境基本計画とSDGs | 10 |
| 第2章 環境の現況と課題 | 11 |
| 1. 我孫子市を取り巻く概況 | 12 |
| (1) 自然的・地理的状況 | 12 |
| (2) 社会的状況 | 14 |
| 2. 市の現状と課題 | 18 |
| (1) 地球環境保全 | 18 |
| (2) 自然環境保全 | 20 |
| (3) 生活環境保全 | 23 |
| (4) 分野横断型の施策 | 27 |
| 第3章 環境づくりの具体的な展開（施策の展開） | 31 |
| 基本目標1 カーボンニュートラルを実現するためのまちづくり | 32 |
| 1. 地球温暖化対策（緩和策） | 32 |
| 2. 気候変動対策（適応策） | 34 |
| 3. 循環型社会の構築 | 35 |
| 基本目標2 手賀沼をはじめとした水辺を守り、自然と共生するまちづくり | 36 |
| 1. 水辺環境と生態系の保全 | 36 |
| 2. 緑地環境の保全 | 37 |
| 基本目標3 快適な環境で、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり | 39 |
| 1. 安全・安心な生活環境 | 39 |
| 2. 魅力ある生活環境 | 41 |
| 基本目標4 一人一人が環境を意識し、行動するまちづくり | 42 |
| 第4章 我孫子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） | 43 |
| 1. 計画策定の背景 | 44 |
| (1) 地球温暖化とは | 44 |
| (2) 地球温暖化による影響 | 45 |

| | |
|--|----|
| (3) 地球温暖化による影響の将来予測 | 45 |
| (4) 地球温暖化対策の動向 | 47 |
| 2. 計画の基本的事項 | 49 |
| (1) 計画策定の目的 | 49 |
| (2) 計画の位置づけ | 49 |
| (3) 計画の期間 | 50 |
| (4) 計画の対象とする温室効果ガス | 50 |
| (5) 計画の対象範囲 | 50 |
| 3. 我孫子市における温室効果ガスの排出状況 | 51 |
| (1) 温室効果ガス排出量の現状 | 51 |
| (2) 各部門からの温室効果ガス排出量 | 51 |
| 4. 温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標 | 52 |
| (1) 温室効果ガス排出量の将来推計と削減見込量 | 52 |
| (2) 温室効果ガス排出量の削減目標 | 52 |
| 5. 具体的な施策・取り組み（緩和策） | 53 |
| 6. 気候変動の影響を回避・軽減する取り組み（適応策） | 56 |
| (1) 適応策の意義と必要性 | 56 |
| (2) 分野別取り組み | 56 |
| 第5章 計画の推進体制及び進行管理 | 59 |
| 1. 庁内推進体制 | 60 |
| (1) 推進体制 | 60 |
| (2) 市民・事業者の取り組みの拡充と相互連携の強化 | 60 |
| 2. 計画の進行管理 | 60 |
| 資料編 | 61 |
| 1. 策定経過 | 62 |
| 2. 我孫子市環境条例 | 63 |
| 3. 庁内組織 | 80 |
| 4. 環境審議会関係 | 81 |
| (1) 我孫子市環境審議会委員名簿 | 81 |
| (2) 諮問 | 82 |
| (3) 答申 | 83 |
| 5. ゼロカーボンシティ宣言 | 84 |
| 6. 用語解説 | 85 |
| 7. あびこ e モニターアンケート「環境に関する意識について」 | 99 |

第1章

環境基本計画の目指すもの

第1章 環境基本計画の目指すもの

1. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨と目的

本市では、環境保全についての基本的な理念や施策を推進するための事項を定めた「我孫子市環境条例」に基づき、21世紀のまちと暮らしを展望した総合的な“まちづくり”を目指すために、環境基本計画を平成13（2001）年3月に策定し、市民・事業者・市が協働して、環境の保全に取り組んできました。

環境を取り巻く状況が大きく変わったこと、また平成23（2011）年にまちづくりの最高指針である基本構想が一部見直されたことから、平成24（2012）年4月に施策展開の方向性を見直しや達成状況がわかるよう、指標と目標を定めた「我孫子市環境基本計画（改訂版）」（以下、「前計画」という。）を策定しました。

近年では、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、令和2（2020）年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が平成27（2015）年に採択されるなど、環境に関する意識が大きく変化しています。

このような社会情勢の変化に伴う新たな目標や課題に対応するため、前計画の到達点や成果を把握し、市民・事業者・市が連携して環境保全の取り組みを推し進めるために、新たな「我孫子市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



(2) 計画の対象範囲

本計画で対象とするのは、以下の表の範囲とします。

| 対象分野 | 主な内容 |
|--------|---|
| 地球環境保全 | 地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動、資源の有効利用、廃棄物の処理 など |
| 自然環境保全 | 森林・里山・農地・水辺の保全、生物多様性 など |
| 生活環境保全 | 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、有害化学物質、文化財、景観 など |
| 分野横断型 | 環境学習、環境情報の提供、市民・事業者・市の協働の取り組み、地域の環境保全活動 など |

(3) 計画の期間

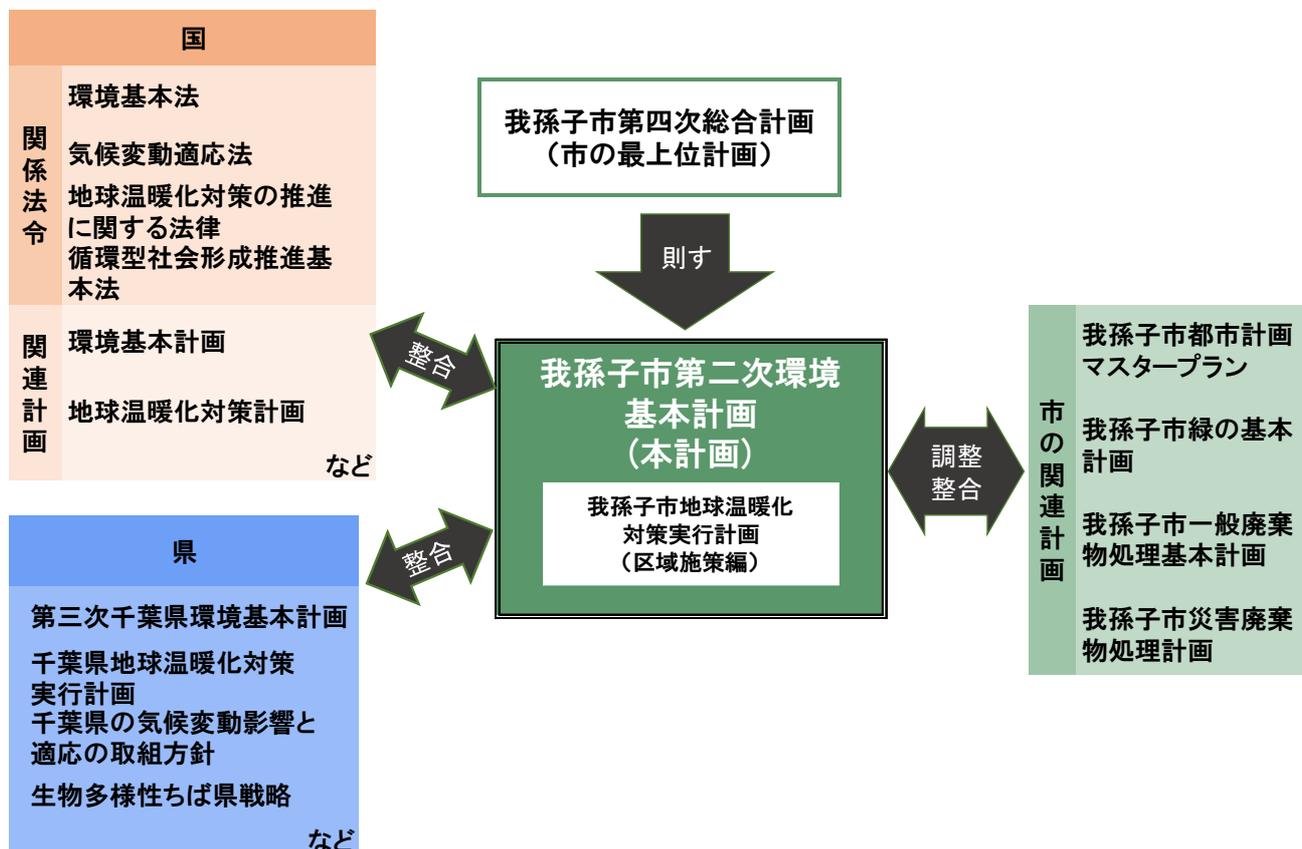
本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和16（2034）年度までの12年間とします。

また、新たな環境問題の発生など、状況や生活環境、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、令和5（2023）年度から令和10（2028）年度までを前期計画、令和11（2029）年度から令和16（2034）年度までを後期計画とします。

| 和暦 (年度) | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 | 令和13 | 令和14 | 令和15 | 令和16 | 令和17 |
|-----------------|----------------------------------|------|------|------|------|------|--------|------|------|------|------|------|------|------|
| 西暦 (年度) | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 |
| 我孫子市 第四次総合計画 | 基本構想（令和4年度～15年度の将来都市像、基本目標・基本施策） | | | | | | | | | | | | | |
| | 前期基本計画 | | | | | | 後期基本計画 | | | | | | | |
| 我孫子市環境基本計画 | 前期計画 | | | | | | 後期計画 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 次期計画 | |

(4) 計画の位置づけ

本計画は、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、市民・事業者・市が共通認識のもと、環境の保全に取り組むための指針となるものです。



2. 環境基本計画の目指すもの

(1) 基本理念

我孫子市の将来環境像

『人と自然が共生する環境にやさしいまち 我・孫・子』

我孫子市は、手賀沼・利根川にはさまれ、台地上は住宅地で、住宅地と水辺の間には斜面林や水田が広がるなど、首都圏 30 km圏内にありながら、比較的恵まれた自然環境が残っています。なかでも本市のシンボルともいえる手賀沼をはじめとした豊かな水辺環境は、魅力のひとつです。

令和4（2022）年3月に策定された我孫子市総合計画では、本市の将来都市像を「未来につなぐ 心やすらぐ水辺のまち 我・孫・子」とし、先人たちが築き上げてきた文化や歴史、豊かな自然など我孫子ならではの魅力と、誰もが心やすらかに住みたい・住み続けたいと思える、快適で活力ある持続可能なまちを未来の世代につなぐことを目標としています。

本市の魅力である自然環境は、都市化の進展に伴う緑地の減少、地球温暖化や気候変動の影響などにより大きく変化しています。環境の改善のためには、市が施策を実施するだけでなく、市民・事業者の自覚と行動が重要になってきます。

本計画では、本市の将来環境像を「人と自然が共生する環境にやさしいまち 我・孫・子」とします。まちの主人公である市民・事業者と市が協力し、我孫子の緑や水辺をはじめとする豊かな自然環境を未来の子どもたちに伝えていけるよう、さまざまな取り組みを推進していきます。



手賀沼

(2) 基本目標

1. カーボンニュートラルを実現するためのまちづくり

地球温暖化は、私たちの生活に影響を及ぼしはじめています。地球温暖化の進行を食い止めるためには、市民・事業者・市が一丸となった取り組みが必要です。

「我孫子市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、ライフスタイルの変化などによる温室効果ガス排出量の削減など、カーボンニュートラルなまちづくりを目指します。

2. 手賀沼をはじめとした水辺を守り、自然と共生するまちづくり

手賀沼をはじめとした水辺や豊かな里山が残る谷津ミュージアムは、市の貴重な財産であり、これらを適切に保全・管理していくことが必要です。市民の目に映る緑を増やし、自然豊かな水辺空間や貴重な生き物を保全し、自然と共に生きるまちづくりを目指します。



手賀大橋と手賀沼

3. 快適な環境で、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

私たちが安全・安心な生活を送るためには、健康や環境に悪影響を生じさせないことが必要不可欠です。日常生活や事業活動による環境負荷の低減に努め、大気、水、土壌などを良好な状態に保つことにより、安全・安心なまちづくりを目指します。

また、手賀沼を中心としたまちの景観や文化財を守り、活用していくことが大切です。景観や文化財の保全を通して魅力あるまちづくりを目指します。

4. 一人一人が環境を意識し、行動するまちづくり

より良い環境をつくるためには、一人一人が環境の現状を知り、課題を発見し、改善のために行動することが重要です。

豊かな自然を未来の子どもたちに引き継ぐため、環境学習やイベントを通して市の環境について学び、具体的に行動できるまちづくりを目指します。



手賀沼の夕景

(3) 施策の体系



施策

- 再生可能エネルギー導入の取り組み
- 省エネルギーの取り組み
- 公共交通機関などの利用推進・電動車の導入・エコドライブの推進

- 気候変動の影響を回避・軽減する取り組み

- 市民・事業者へのごみ排出量削減の取り組み
- 資源化に関する継続的な取り組み
- 不法投棄・不法処理の防止の取り組み
- 最終処分量の削減の取り組み

- 水辺環境の保全・有効活用の取り組み
- 手賀沼及び周辺環境を保全する取り組み
- 多様な生物生息空間づくり

- 農村環境の保全及び活用
- 緑豊かなまちなみづくり

- 水環境の保全の取り組み
- 生活雑排水の汚濁の負荷低減への取り組み
- 有害化学物質対策の取り組み
- 大気環境の保全の取り組み
- 騒音・振動・悪臭の防止の取り組み
- 土壌・地下水の保全
- 放射能汚染への対応

- 自然と調和した景観
- 我孫子遺産の保全・活用

- 環境学習の推進
- 市民参加による環境保全活動の推進
- 環境に関する情報の受発信の仕組みづくり
- 環境に関するイベントの実施

(4) 環境基本計画とSDGs

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、持続可能な開発目標のことを指します。2030年までに世界が達成すべき17の目標と169のターゲットで構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際機関、国、産業界、自治体と市民が丸となって取り組むことが求められています。

国の環境基本計画では、SDGsの実現は、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であることから、分野横断的な施策を展開し、課題の同時解決を目指す必要があるとしています。

本市においても、このSDGsの考え方を取り入れ、基本理念と目標、施策を展開し、持続可能なまちづくりを目指します。

| | | | |
|---|--|---|--|
|  | 地球上のあらゆる形の貧困をなくそう |  | 災害に強いインフラを整え、新しい技術を開発し、みんなに役立つ安定した産業化を進めよう |
|  | 飢えをなくし、だれもが栄養のある食料を十分に手に入れられるよう、地球の環境を守り続けながら農業を進めよう |  | 世界中から不平等を減らそう |
|  | だれもが健康で幸せな生活を送れるようにしよう |  | だれもがずっと安全に暮らせて、災害にも強いまちをつくろう |
|  | だれもが公平に、良い教育を受けられるように、また一生に渡って学習できる機会を広めよう |  | 生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守るよう、責任ある行動をとろう |
|  | 男女平等を実現し、すべての女性と女の子の能力を伸ばし可能性を広げよう |  | 気候変動から地球を守るために、今すぐ行動を起こそう |
|  | だれもが安全な水とトイレを利用できるようにし、自分たちですべて管理していけるようにしよう |  | 海の資源を守り、大切に使う |
|  | すべての人が、安くて安全で現代的なエネルギーをずっと利用できるようにしよう |  | 陸の豊かさを守り、砂漠化を防いで、多様な生物が生きられるように大切に使う |
|  | みんなの生活を良くする安定した経済成長を進め、だれもが人間らしく生産的な仕事ができる社会を作ろう |  | 平和でだれもが受け入れられ、すべての人が法や制度で守られる社会をつくろう |
| | |  | 世界のすべての人がみんなで協力しあい、これらの目標を達成しよう |

資料：公益社団法人日本ユニセフ協会ホームページ

第2章 環境の現況と課題

第2章 環境の現況と課題

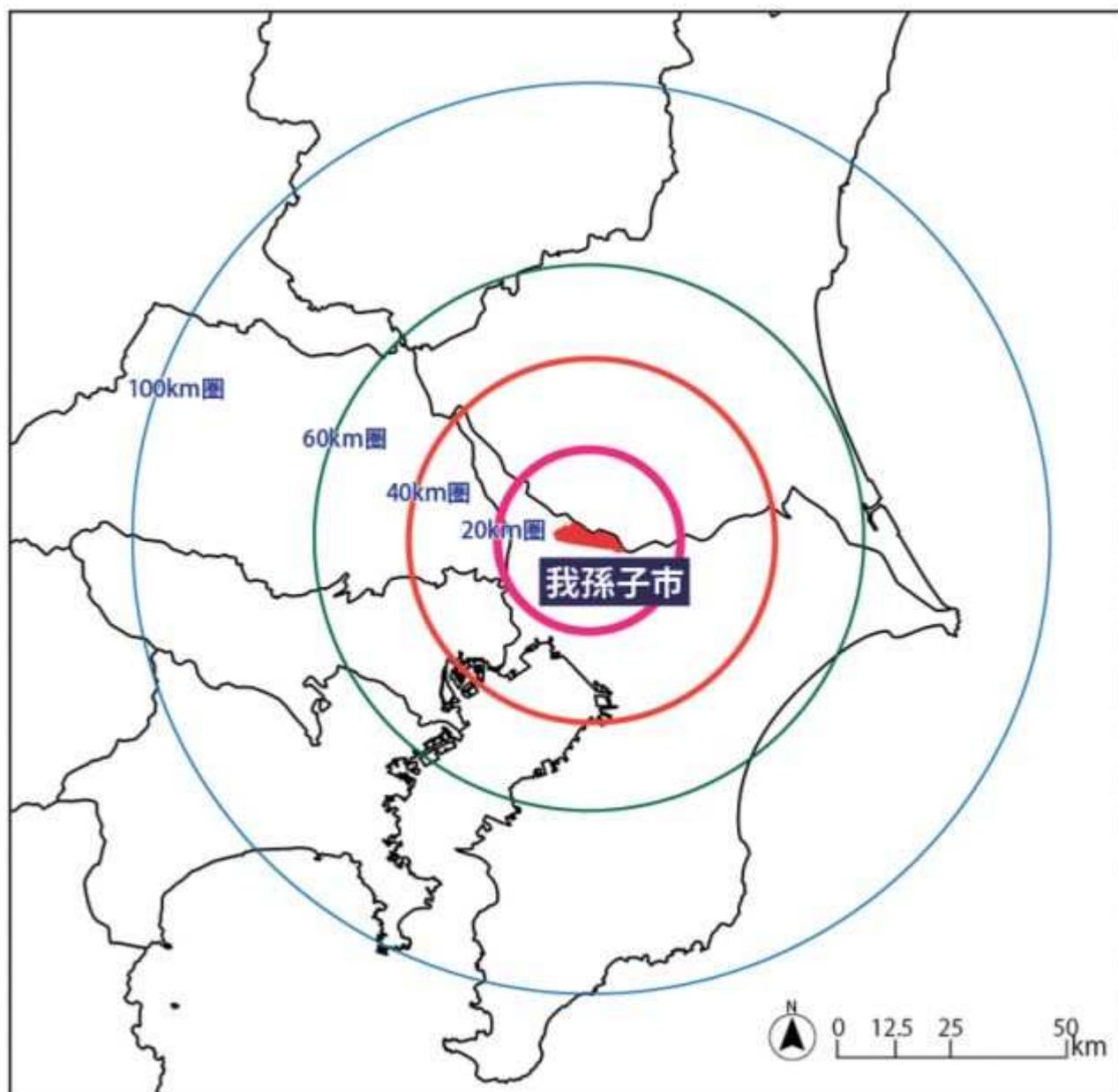
1. 我孫子市を取り巻く概況

(1) 自然的・地理的状況

1) 位置及び地勢状況

本市は千葉県の北西部に位置し、東西約 14 km、南北約 5 km で南は景勝地の手賀沼、北は利根川にはさまれた馬の背状の地形をした土地からなっています。

手賀沼に至る穏やかな南斜面林、利根川に面した北斜面林、その周辺に広がる水田地帯など肥沃な土壤に育まれた緑や水辺に恵まれた自然豊かなまちです。



出典：「我孫子市第四次総合計画」

2) 水系

本市は、北側に利根川や古利根沼、南側に手賀沼（手賀川）といった2つの豊かな水辺環境には含まれています。

南北に広がる低地には、北新田の3号排水路・4号排水路、湖北地区の我湖排水路、新木・布佐地区の布湖排水路、手賀沼干拓地の低地排水路などの水路が張りめぐらされています。

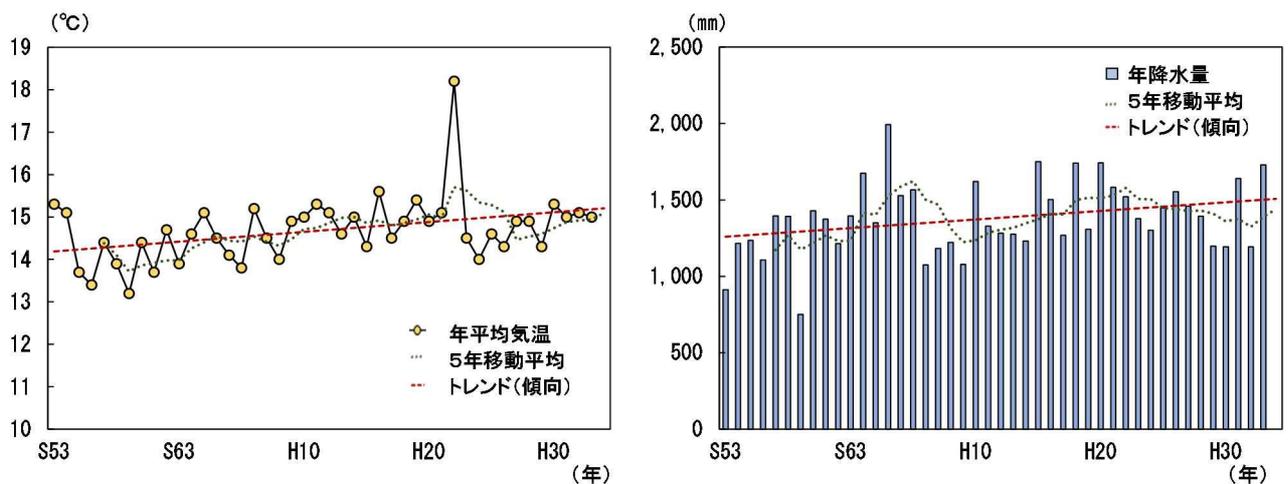
かつて湧き水は、台地と低地の境付近で無数に見られ、この湧き水が手賀沼の周辺や底から湧き出すことにより、きれいな手賀沼を作り出していました。しかし、都市化により斜面林や田畑が住宅地へと変わり、地表は建物やアスファルトで覆われてしまったため、現在湧き水は7ヶ所で確認されるのみとなっています。



図 水系の状況と湧水の分布

3) 気候

本市の年平均気温は約 40 年間で 0.9℃上昇しています。年降水量についても増加傾向にあり、約 40 年間で 250 mm増加しています。



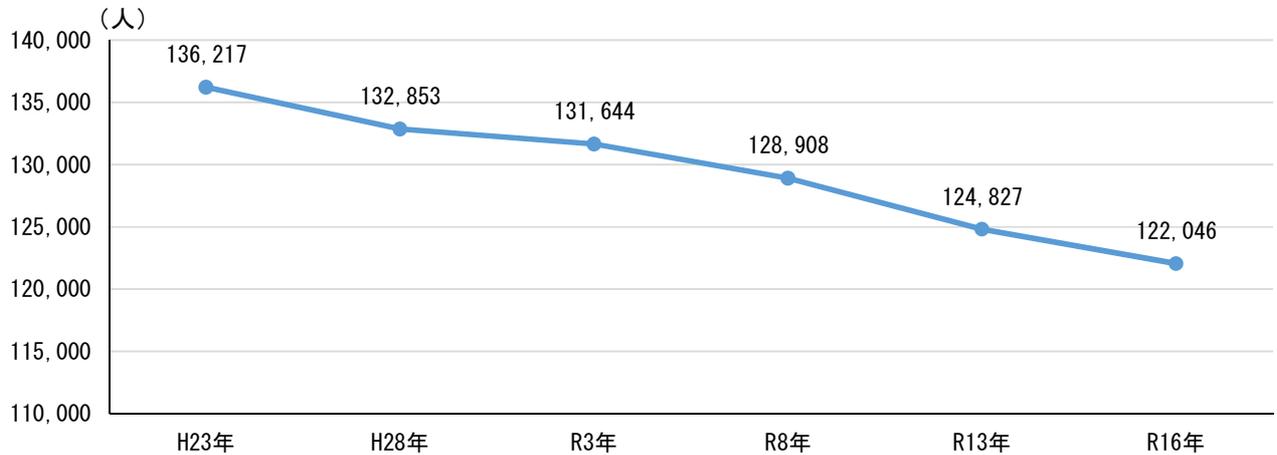
資料：気象庁

図 年別気象概要

(2) 社会的状況

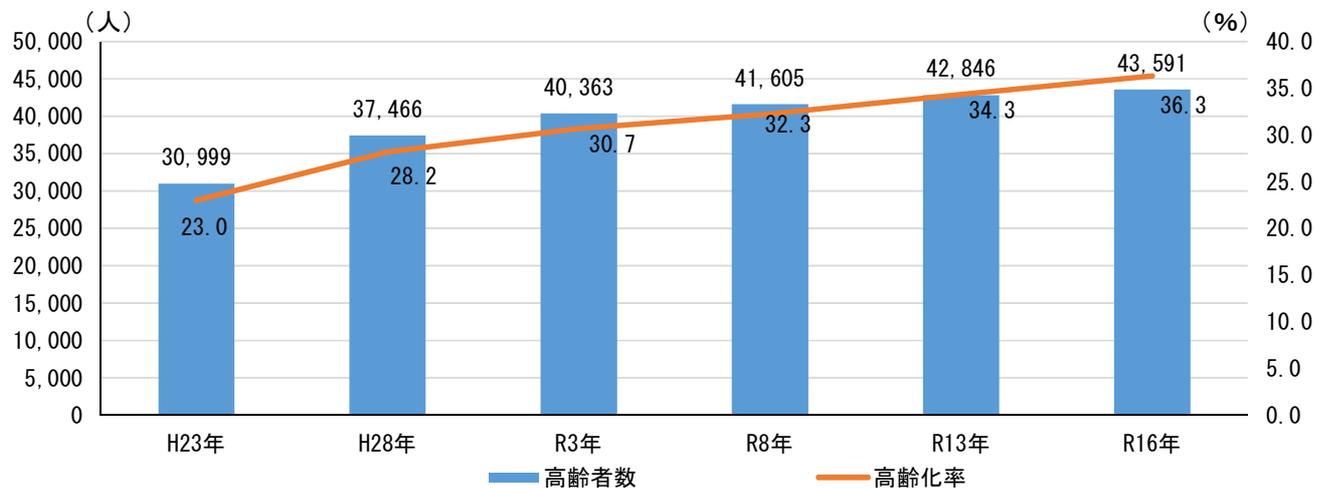
1) 人口の推移と見通し

本市の人口は、平成 23 (2011) 年をピークに減少に転じ、令和 4 (2022) 年 1 月 1 日現在、131,402 人となっています。国立社会保障・人口問題研究所のデータを基にした市独自の推計では、本計画終了年の令和 16 (2034) 年には、122,046 人まで減少するとされています。人口が減少する一方、高齢者人口は増加しており、高齢化率は年々上昇しています。



資料：「我孫子市第四次総合計画」・市民課「住民記録 人口世帯集計表」
※令和 3 年まで実績値、令和 8 年から推計値

図 人口の推移と見通し



資料：「我孫子市第四次総合計画」・市民課「住民記録 人口世帯集計表」
※令和 3 年まで実績値、令和 8 年から推計値

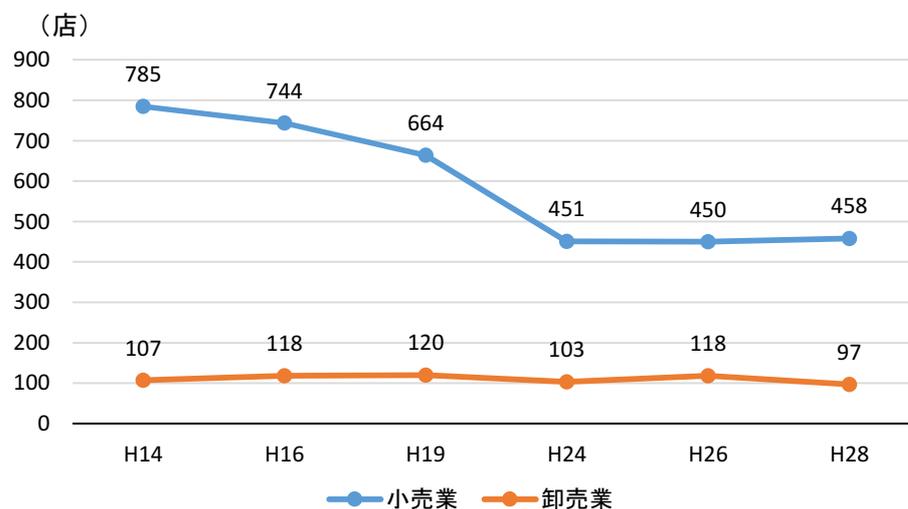
図 高齢者人口と高齢化率の推移

2) 産業の状況

本市の産業について、小売業の事業所数は平成 24(2012)年まで減少が続いていましたが、その後横ばいで推移しています。年間商品販売額は小売業・卸売業ともに平成 24(2012)年以降、微増傾向で推移しています。

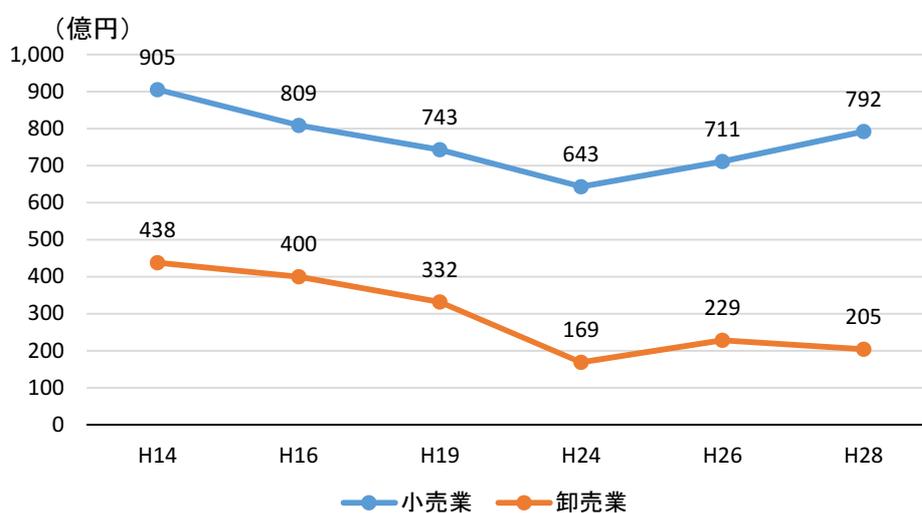
工業は従業者数・事業所数ともに減少傾向で推移しています。

農業について、農家数は急激に減少しており、20 年で半数以下となっています。



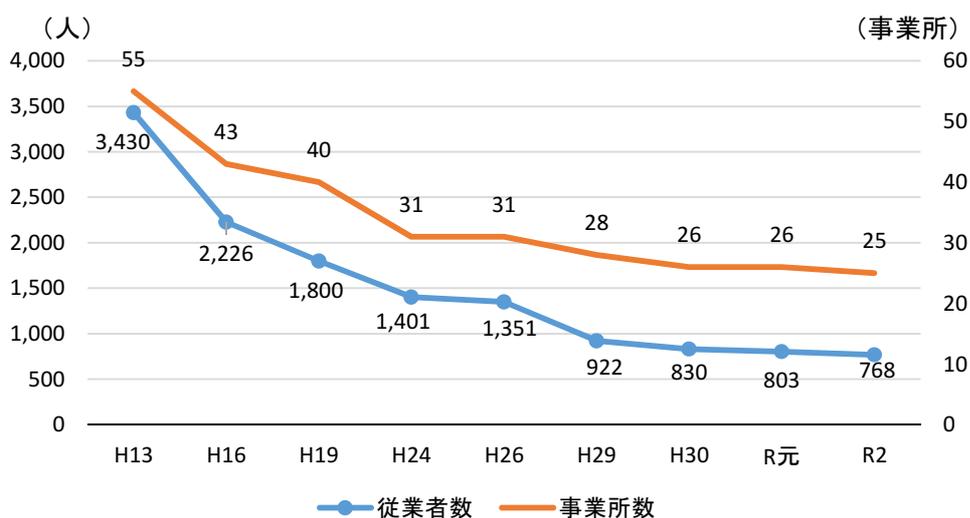
出典：我孫子市の統計

図 市内の事業所数の推移



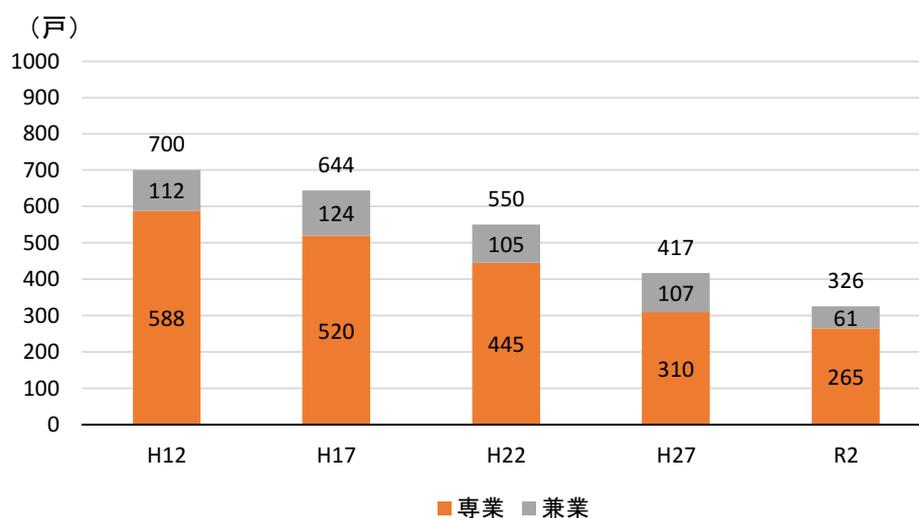
出典：我孫子市の統計

図 年間商品販売額



出典：我孫子市の統計

図 工業系の従業者数と事業所数



出典：我孫子市の統計

図 農家数の推移

3) 土地利用の状況

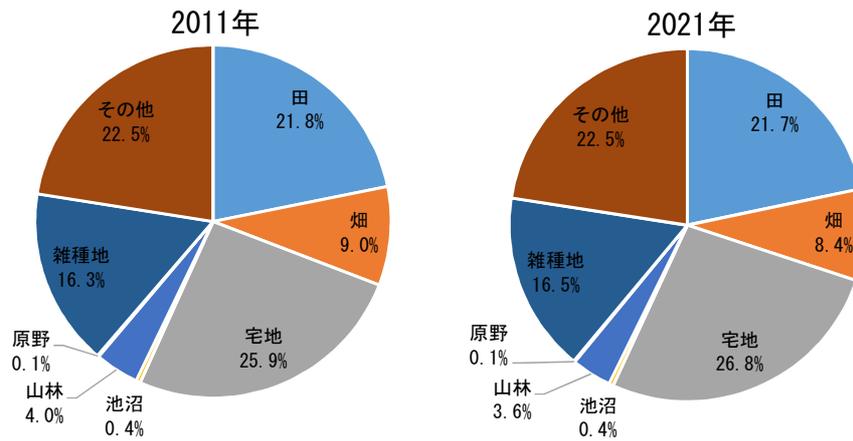
令和3(2021)年現在、本市総面積4,319haのうち、26.8%を宅地が占め、田畑は約30.1%となっています。宅地は緩やかに増加しており、逆に畑や山林などが減少しています。

表 地目別土地利用面積

単位：ha (構成比)

| 年 | 田 | 畑 | 宅地 | 池沼 | 山林 | 原野 | 雑種地 | その他 | 合計 |
|----------------|------------------|-----------------|--------------------|----------------|-----------------|---------------|------------------|------------------|-----------------|
| 2001 (H13)年 | 947.8 (22.0%) | 413.1 (9.6%) | 1,073.0 (24.8%) | 17.4 (0.4%) | 181.9 (4.2%) | 5.4 (0.1%) | 949.5 (22.0%) | 730.9 (16.9%) | 4,319 (100%) |
| 2011 (H23)年 | 942.3 (21.8%) | 390.1 (9.0%) | 1,116.9 (25.9%) | 17.5 (0.4%) | 173.2 (4.0%) | 5.3 (0.1%) | 702.7 (16.3%) | 971.0 (22.5%) | 4,319 (100%) |
| 2021 (R3)年 | 936.8 (21.7%) | 362.3 (8.4%) | 1,156.2 (26.8%) | 17.1 (0.4%) | 157.2 (3.6%) | 5.1 (0.1%) | 710.9 (16.5%) | 973.4 (22.5%) | 4,319 (100%) |

出典：我孫子市の統計

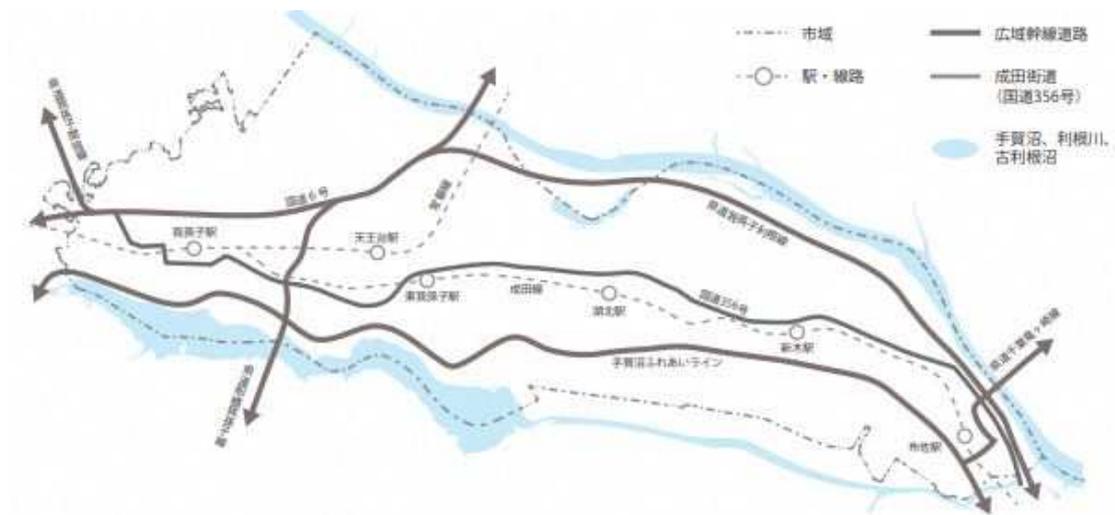


出典：我孫子市の統計

図 地目別土地利用面積

4) 交通網

本市には、国道 356 号、国道 6 号、県道船橋我孫子線、県道我孫子利根線、県道千葉竜ヶ崎線、県道我孫子関宿線、手賀沼ふれあいライン（根戸新田・布佐下線）の 7 本の幹線道路と JR 常磐線、JR 成田線の鉄道路線が横断し、市内の交通を支えています。



資料：「我孫子市第四次総合計画」

図 交通網



上野東京ライン



あびバス

2. 市の現状と課題

(1) 地球環境保全

1) 地球温暖化対策（緩和策）

本市の温室効果ガス排出量は、平成 25（2013）年の 90 万 t-CO₂（自治体排出量カルテによる）以降減少傾向で推移しています。部門別では、産業部門が大きく減少し、令和元（2019）年では平成 25（2013）年度比で約 60%減少しています。

その他、各部門とも減少傾向で推移していますが、廃棄物分野は増加傾向となっています。

本市は産業部門に次いで家庭部門の排出が多くなっています。市民・事業者・市がそれぞれ排出量の抑制に取り組む必要があります。

2) 気候変動対策（適応策）

近年、気候変動によって、気象災害や熱中症の増加などの健康被害、農作物の収穫時期や水質の変化など、さまざまな影響が現れはじめており、今後さらに深刻化することが想定されます。このような変化が、地球温暖化による気候変動の影響であるとの認識を市民や事業者に広く周知することで、市民・事業者・市それぞれが、地球温暖化問題に関する当事者意識を持ち、被害を防止・軽減するための適応策を実施していく必要があります。



ハザードマップ（基本編）



ハザードマップ（地震編）



ハザードマップ（内水浸水実績）

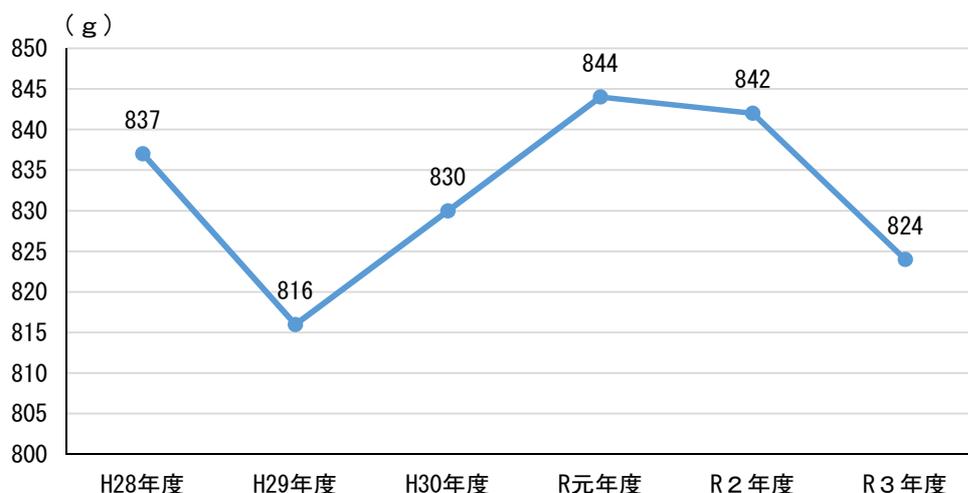


3) 循環型社会の構築

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、842gで千葉県の894g、全国の901gと比較して低い値となっています（いずれも令和2（2020）年度実績）。

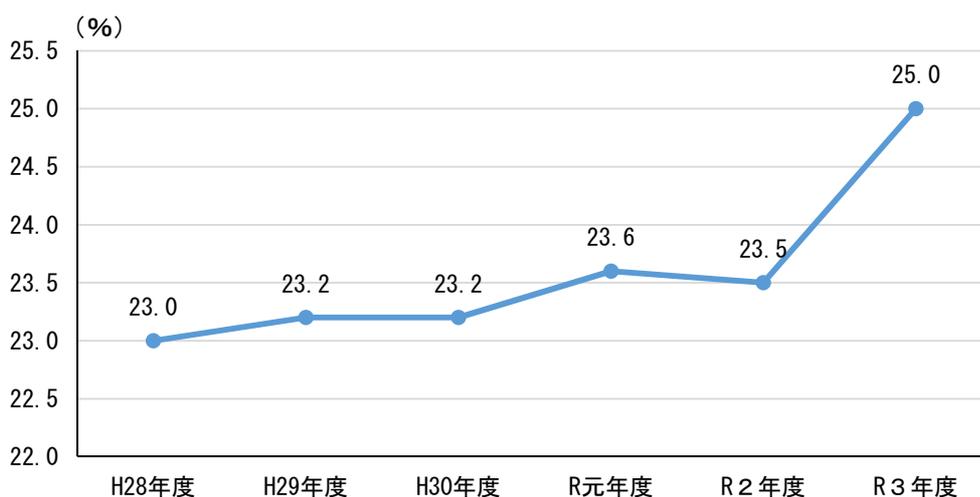
令和2（2020）年度における市全体のごみ排出量は40,483tであり、近年は横ばいで推移しています。しかし、ごみ排出量の内訳としては、家庭系のごみが多く、各家庭でのさらなる削減の取り組みが必要です。

環境と経済が両立した循環型社会を構築するためには、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを進めていくことが必要です。市の資源化率は近年23%前後で推移していましたが、回収したごみの資源化を積極的に行う業者に処理委託することにより、資源化率は上昇傾向にあります。市では、ホームページや広報などで、3Rについて発信しています。



出典：清掃事業概要（我孫子市）

図 1 人 1 日当たりのごみ（可燃・不燃・資源）排出量



出典：清掃事業概要（我孫子市）

図 資源化率の推移

(2) 自然環境保全

1) 水辺環境と生態系の保全

本市は手賀沼、手賀川、利根川、古利根沼などに囲まれた豊かな水辺環境が特徴で、水中にはさまざまな生き物が生息し、その生き物を餌とする水鳥もやってきます。

また、里山の自然が残る貴重で希少な資源である岡発戸・都部の谷津は、水田、草地、水路、湿地、斜面林などの要素が一体となり、多くの野鳥、生き物、植物などが生息しています。

一方、手賀沼や手賀沼流域の水田では、ナガエツルノゲイトウや、オオフサモなどの特定外来生物の繁殖が問題となっています。また、特定外来生物のアライグマや外来種のコブハクチョウの繁殖により、一部の生態系に影響が出ています。



岡発戸・都部谷津ミュージアム



手賀沼の鳥たち



オオフサモ



ナガエツルノゲイトウ

2) 緑地環境の保全

① 農村環境の保全及び活用

本市の耕地面積は、水田 543ha、畑 110ha、樹園地 3ha（令和 2（2020）年農林業センサス）となっており、水田面積が約 83%と多くを占めています。

また、本市の農業経営体 326 戸（令和 2（2020）年農林業センサス）のうち、約 81%にあたる 265 戸が農業以外の職業を主とする第 2 種兼業農家となっています。

農業従事者は高齢化が進んでおり、65 歳以上が 335 人と約 74.6%を占めています。

環境保全型農業については、県がちばエコ農産物の認証を行っており、市内一部の田畑が認証されています。

市では平成 16（2004）年度から有機農業やちばエコ農産物の栽培などに取り組む農業者を支援するための補助金を交付しています。さらに、我孫子市独自の認証制度として、化学合成農薬と化学肥料を通常の 2 割以上減らして栽培した農産物を「あびこエコ農産物」として認証する制度を令和 2（2020）年度から開始しており、環境保全型農業に取り組む農業者は年々増えてきています。



ピーマン栽培の様子



あびこエコ農産物



望眺の湖美安りよ山神天子孫我

大正頃の手賀沼への眺望（村川家蔵）



高台から見た谷津

②緑豊かなまちなみづくり

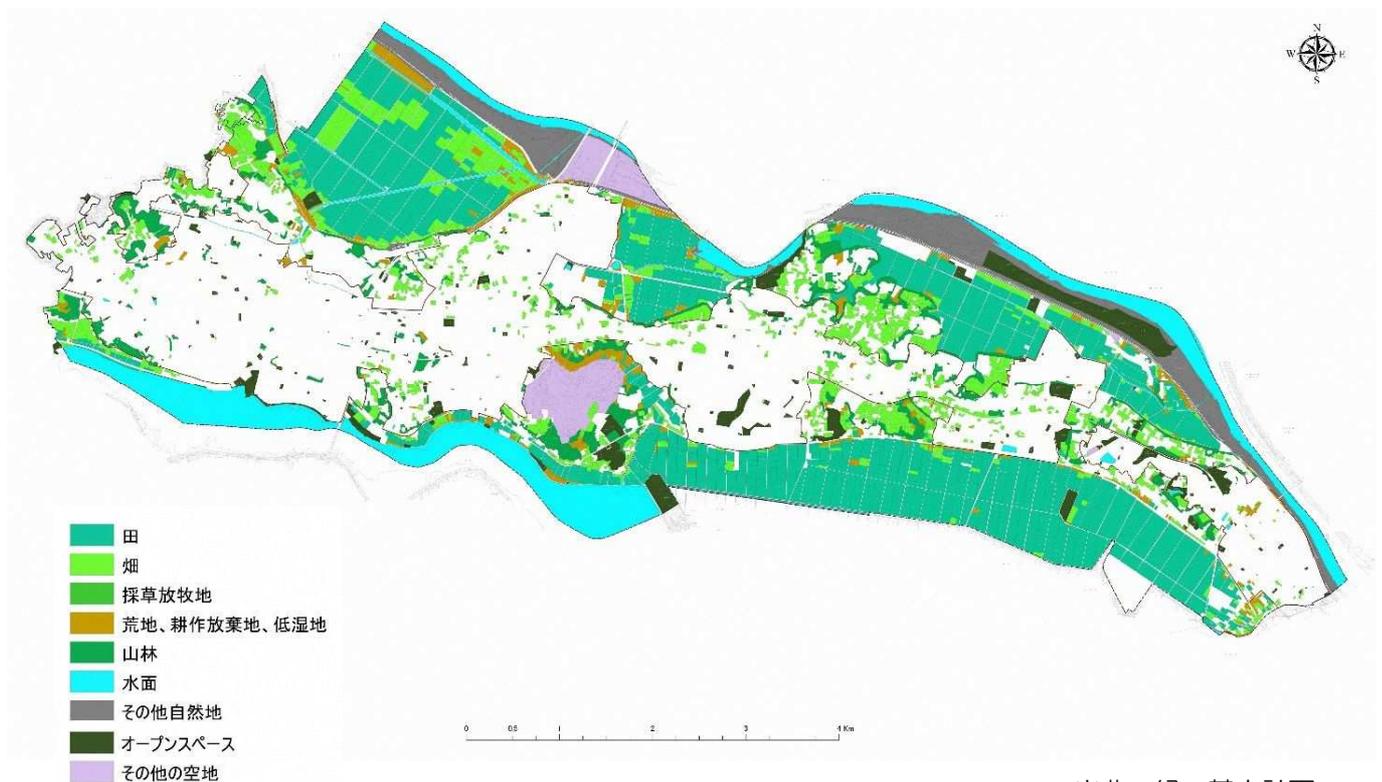
本市のまちなみは、かつて台地上のほとんどが樹林地や畑で覆われていましたが、昭和 50 年代には、まとまった緑は失われ、わずかに斜面林が分布する程度になりました。

国道 356 号沿いや久寺家などの昔からの街道沿いの集落や、白山、緑などの住宅地には、比較的多くの屋敷林が残っていますが、宅地の分割化などにより減少傾向にあり、その連続した緑のまちなみが失われつつあります。

住宅公団や区画整理事業、民間の大規模開発などにより計画的に整備された、つくし野・青山台・柴崎台・天王台・湖北台・布佐平和台などでは、大小の公園や街路樹が配置され、緑豊かなまちなみが見られます。

本市の住宅地は主に台地上に形成されてきたため、手賀沼や利根川沿いの低地に広がる自然環境は、比較的保全されてきました。また、かつての農村集落周辺の屋敷林、街道沿いの生垣や社寺林が市内に分布しています。しかし、台地部の開発は地下水の涵養を妨げ、また斜面林・屋敷林、谷津などの生物の移動経路を分断するなど、台地とその周辺の低地の自然環境にさまざまな影響を及ぼしてきました。

豊かなまちなみを守るためには、市街地の中の公園や学校などの空間を活用し、暮らしの中で自然環境を思いやるような取り組みを進めていくことが重要です。また、そのためには、緑の基本計画や我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例などに基づいた公園や緑地の保全などを行う必要があります。



出典：緑の基本計画

図 市内緑地現況図

(3) 生活環境保全

1) 安全・安心な生活環境

①水質

本市における主な水域は、利根川、手賀沼（手賀川）、古利根沼とこれらの水系に流れ込む排水路から構成されています。

利根川の水質調査地点（千葉県測定）として、我孫子市域では大利根橋と栄橋の2地点があります。この2地点における河川の汚濁指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）値の測定結果によると、令和2（2020）年度、大利根橋で1.5mg/L、栄橋で1.6mg/Lと環境基準（利根川は2mg/L以下）を達成しており、比較的良好な水質を維持しています。

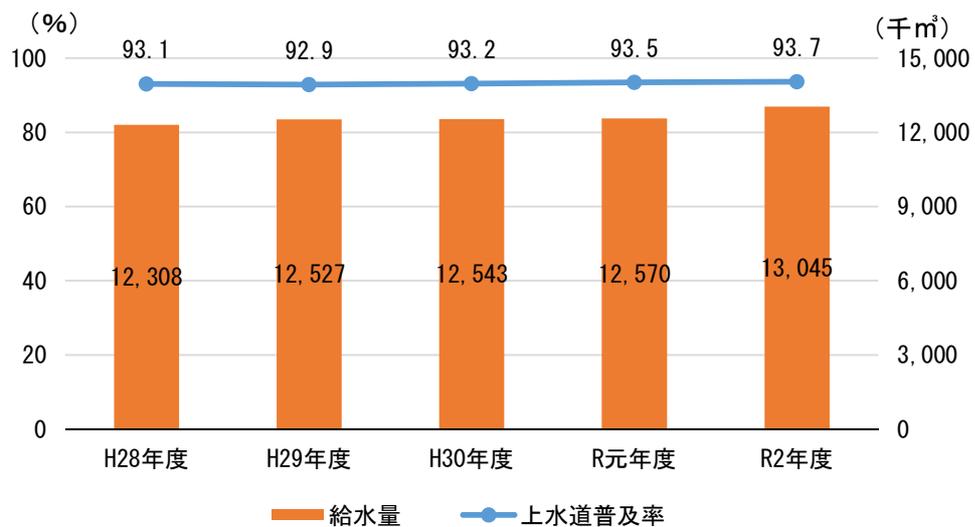
かつて全国で最も汚れていた湖沼である手賀沼の水質は、北千葉導水事業などのさまざまな浄化事業により平成13（2001）年度に汚濁度ワースト1位を脱却しましたが、令和2（2020）年度のCOD（化学的酸素要求量）値は10mg/Lであり、未だ環境基準である5mg/Lを達成していません。また、近年のCOD値は横ばい傾向を示しているため、さらなる改善が求められます。

古利根沼においても、急激な水質汚濁の進行はありませんが、手賀沼よりも水質は悪く、COD値はその状態で横ばい傾向が続いています。しかし、窒素やリンについては減少傾向にあります。

また、1990年代に確認された有機塩素化合物による地下水汚染については、市内全域の現状を把握し浄化に取り組んでいます。

②給水量

本市における年間給水量は、わずかに増加し続けています。本市の上水道の主な水源は、江戸川及び地下水となっています。



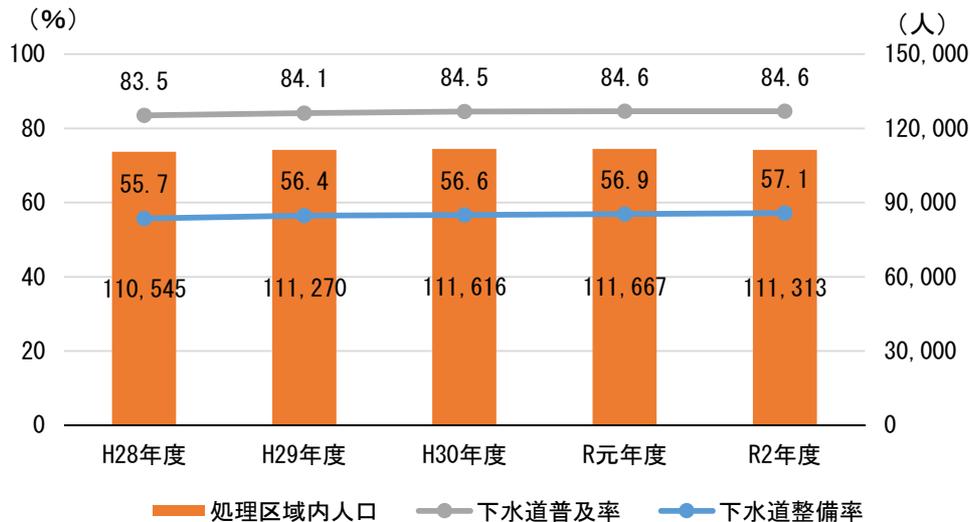
出典：我孫子市の統計

図 上水道の普及率と給水量

③下水道整備（生活排水処理率）

本市の「公共下水道」は、昭和45（1970）年の湖北台地区の汚水を湖北台下水処理場で単独処理することにはじまり、昭和47（1972）年から手賀沼流域下水道事業の開始に合わせ流域関連公共下水道事業の整備に着手し、昭和56（1981）年度から整備済み区域について逐次供用を開始しています。

令和2（2020）年度時点で、市の計画処理面積（2,334ha）の約57.1%にあたる1,332haを整備しており、処理人口は111,313人（普及率84.6%）となり、年々増加しています。



出典：我孫子市の統計

図 我孫子市の下水道整備状況

④公害

本市では、市内に大きな工場が少ないという地域的特性から、事業所に起因する典型7公害は比較的少ない状況です。

近年、有害化学物質による環境問題のほか、低周波音やその他、法律に定められていない新たな環境問題が発生しています。

公害苦情件数は、大気に関する苦情が減少しており、最近では、特に感覚的公害と言われる騒音、振動、悪臭の3つの公害に関する苦情が多くなっています。

騒音・振動は、日常生活に最も密接した公害であり、その発生源は工場、事業場、建設作業や自動車などの交通機関によるものなど、多種多様です。

騒音については、例年行っている測定結果により、一般地域では環境基準を概ね満たしていますが、騒音に関する公害苦情件数は毎年多く発生しており、最近では特にクーラーなどの近隣騒音が問題となっています。また、道路に面する地域については一日を通して環境基準を概ね満たしていますが、国道6号、県道船橋我孫子線に面する地域では要請限度を超える値を示すこともあります。

振動については、道路交通振動の調査を実施していますが、本市の主要幹線である国道6号、356号、県道船橋我孫子線、手賀沼ふれあいラインの4路線とも全ての時間帯で要請限度値を下回っており、概ね良好な状態が維持されているものと考えられます。

大気汚染については、本市では工場・事業場など、発生源として規模の大きなものはなく、自動車交通量が多い国道6号や県道船橋我孫子線などの幹線道路を通行する自動車が大気汚染の発生源と考えられます。

また、昼間の光化学オキシダントの環境基準（1時間値 0.06ppm）を超えた時間数は、平成 27（2015）年度をピークに減少傾向にあり、同物質などが高濃度になることで発令される光化学スモッグ注意報の発令日数も平成 29（2017）年度には 5 日発令されましたが、以降、0～2 日と減少しています。

地下水汚染については、トリクロロエチレンなど有機塩素化合物による汚染が確認されることから、定期的な地下水調査などを行い、監視するとともに、汚染が確認された地域では地下水汚染防止対策事業で対策しています。

重金属類などの土壌汚染は、土砂の埋め立てなどにともない汚染物質が混入される事例もあることから、「我孫子市埋立てなどによる土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」により、事業者や土地所有者に対し「土砂等の安全基準」に適合した土砂を搬入するよう規制指導を行い、土壌汚染防止を図っています。事業所などからの悪臭の苦情は少ない状況ですが、複合臭や指定物質以外による悪臭にも対応するため平成 21（2009）年に臭気指数による規制に変更し、多様化する悪臭の防止対策を図っています。



国道6号の様子

⑤放射能への対応

原発事故由来の放射性物質は、事故直後の降雨により直接または河川などを經由して手賀沼に流入しました。国と県の水質・底質の放射性物質モニタリング調査によると、水質では検出されていませんが、底質では高濃度で検出されています。放射線は水により遮られることから水上への影響はないものと考えられますが、平成 24（2012）年から手賀沼湖畔 14 地点において定期的な放射線量を測定し、監視を継続しています。

2) 魅力ある生活環境

本市は、利根川や手賀沼に囲まれた土地で、古くから水辺に集う生き物を目当てに人々が集まり、狩猟や採集が行われました。市内に残る古墳や遺跡からもその様子が伺えます。明治末期には、都心に近く自然豊かな手賀沼は別荘地として人気を博し、講道館の創始者である嘉納治五郎が別荘を設けたのを契機に、その後大正・昭和にかけて白樺派の文人や文化人などが多く移り住みました。

本市では、地域にとって価値のある歴史的・文化的遺産を「我孫子遺産」と名付けており、市内にはさまざまな我孫子遺産が点在しています。豊かな自然と歴史や文化が調和していることは、本市の魅力の一つです。

手賀沼を中心としたまちの景観は、市民にとっても心やすらぐ風景です。市では「我孫子のいろいろ八景」として市の景観をPRしています。また、まちなみの調和や統一性に配慮した公共施設の整備や案内サインの設置に取り組んでいます。



天神坂

我孫子のいろいろ八景マップと我孫子遺産マップ



一里塚（東我孫子）

(4) 分野横断型の施策

1) 環境学習

市民がさまざまな環境学習に参加できるように、学習の機会を提供しています。

【主な取り組み】

- 手賀沼船上学習
- 自然観察会
- 谷津学校
- クリーンセンター施設見学
- 水の館プラネタリウム「星空たんけん観望会」
- 手賀沼でのヨット・カヌーの体験
- 環境に関する出前講座



船上学習



谷津の昆虫観察会



カヌー体験前の漕ぎ方講習



水の館プラネタリウム

市内の小中学校では、各校の実態に則した環境学習を積極的に取り入れ、環境教育の充実が図られています。

【主な取り組み】

- 校内外の田畑での栽培活動
- 自然観察会
- 手賀沼船上学習会
- 自然散策を体験できる林間学校
- クリーン活動を中心としたボランティア活動
- 花壇づくり
- 緑のカーテン
- 一人一鉢栽培
- ビオトープづくり



田植え



緑のカーテン（市内小学校）



谷津ミュージアムでの稲刈り



自然観察会

2) 市民参加による環境保全活動

市民や団体などによる環境保全に関する活動は、市内各地で行われています。

良好な水辺環境を維持するため、手賀沼ふれあい清掃や利根川河川敷清掃、古利根水辺清掃など市民や市民団体が協働して美化活動を行っています。

また、自然環境の保全や生き物の保護、動物愛護、環境学習など、さまざまな分野で市民団体による活発な活動が行われています。

3) 環境に関する情報の受発信の仕組みづくり

本市では、毎年環境に関する現状や取り組みを掲載した「環境年報」を発行し、市ホームページや市内図書館などで公表・公開しています。

また、環境保全活動に関わる団体では、会報や通信紙誌、団体ホームページなど、さまざまな方法で活動を広く伝えていますが、多くの市民に環境に関心を持ってもらうためには、SNSの活用など、さらなる周知が必要です。

4) 環境に関するイベントの実施

本市では、ジャパンバードフェスティバルや Enjoy 手賀沼！ など自然や環境と関わりのあるイベントを行っています。なかでもジャパンバードフェスティバルは、人と鳥の共存を目指して行われる国内最大級の鳥に関するイベントで、環境保護活動を行っている団体なども多数参加し、環境について考える機会にもなっています。

【主な取り組み】

- ・ ジャパンバードフェスティバル
- ・ Enjoy 手賀沼！
- ・ 農業まつり



Enjoy 手賀沼！



ジャパンバードフェスティバル



農業まつり

第3章

環境づくりの具体的な展開

(施策の展開)

第3章 環境づくりの具体的な展開（施策の展開）

基本目標1 カーボンニュートラルを実現するためのまちづくり



1. 地球温暖化対策（緩和策）

（1）基本的な考え方

温室効果ガス排出量を削減するためには、市民・事業者・市が全体で取り組む必要があります。

再生可能エネルギーや省エネルギー性の高い設備や電動車の導入推進、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する取り組みの普及啓発など、「我孫子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（第4章で後述）にも示した取り組みを進めるとともに、市民・事業者・市が一体となり、温室効果ガス排出量の削減に努め、カーボンニュートラルを目指します。

（2）市の施策

再生可能エネルギー導入の取り組み

- ・太陽光発電など再生可能エネルギーの積極的な導入推進
- ・国・県が実施する再生可能エネルギー推進策の普及・啓発
- ・設置可能な公共施設への再生可能エネルギーなどの導入推進

省エネルギーの取り組み

- ・省エネルギー性の高い設備・機器などの導入推進
- ・家庭・事業所における省エネルギーに関する取り組みの普及・啓発
- ・公共施設での省エネルギー設備導入・省エネルギーに関する取り組みの推進

公共交通機関などの利用推進・電動車の導入・エコドライブの推進

- ・電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車）の導入推進
- ・エコドライブの普及・啓発
- ・公共交通機関・自転車・徒歩利用の推進



(3) 環境指標 (数値目標)

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|--------------------------------|---------------------------|--|---------------|
| | | R10 (2028) 年度 | R16 (2034) 年度 |
| 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量 | 26,512 t -CO ₂ | 23,860 t -CO ₂ (R7) (※1) | (※2) |
| 住宅用太陽光発電システム補助累計件数 (2002年～) | 1,409件 | 1,626件 | 1,812件 |
| 住宅用蓄電池補助累計件数 (2013年～) | 348件 | 859件 | 1,297件 |
| 公用車の電動車率 | 2.76% | 9.22% | 14.75% |

(※1) あびこエコ・プロジェクト5 (R3～R7) の目標値

(※2) あびこエコ・プロジェクト7 (R13～R17) で設定します。



市内公共施設に設置された太陽光パネル

2. 気候変動対策（適応策）

（1）基本的な考え方

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それともなう農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じています。温室効果ガスの排出量が削減された場合でも、気候変動の影響は避けられない事態となっています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいきます。

（2）市の施策

気候変動の影響を回避・軽減する取り組み

- ・気候変動の影響への対策
- ・気候変動対策に関する情報の提供



（3）環境指標（数値目標）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|-----------|-----|-------------|-------------|
| | | R10（2028）年度 | R16（2034）年度 |
| 熱中症患者搬送者数 | 76人 | 80人 | 80人（※） |

（※）今後高齢化が進み（P14 参照）、熱中症搬送者数が増えることが想定される中、情報提供や呼びかけ等対策を行うことで目標値まで抑えることとするもの。



水の館展望台からの手賀沼

3. 循環型社会の構築

(1) 基本的な考え方

本市は、3R（リデュース「ごみそのものを出さない」、リユース「使ったものをすぐに捨てずに繰り返し使用する」、リサイクル「新たにものを作るために再資源化して利用する」）を促進することによってごみ焼却量を削減し、地域にも地球にもやさしい環境負荷の小さい循環型社会の構築を目指しています。

ごみを分別してリサイクルすることは、循環型社会を構築する上でとても重要なことですが、資源として回収されたものは、多くの費用をかけて、選別、洗浄、裁断その他数多くの工程を踏むため、水・石油をはじめとする別の資源を新たに投入して再資源化しています。リサイクルのために、限りある資源やエネルギーを消費することによって、環境に与える負荷が大きくなることが懸念されます。

よって、優先順位としては、リデュースが最優先となり、次にリユース、そして最後にリサイクルの順番で取り組みを進めていきます。



(2) 市の施策

市民・事業者へのごみ排出量削減の取り組み

- ・使い捨て商品（プラスチック製のスプーン・フォーク等のワンウェイプラスチックや割り箸等）の購入自粛の促進
- ・商店街やスーパーなどによる簡易包装、資源の店頭回収の促進
- ・環境負荷が小さい商品を優先的に購入するグリーン購入の促進
- ・フードドライブ・フードバンクの活用による食品ロス削減の促進

資源化に関する継続的な取り組み

- ・生ごみ処理容器などの購入補助
- ・ごみの分別及び資源化事業の拡充

不法投棄・不法処理の防止の取り組み

- ・早期発見・事案発生初期からの監視・指導体制の充実

最終処分量の削減の取り組み

- ・クリーンセンターにおける適正処理と最終処分量の削減



フードドライブ

(3) 環境指標（数値目標）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|---------------|---------|-------------|-------------|
| | | R10（2028）年度 | R16（2034）年度 |
| 1人1日当たりのごみ排出量 | 824 g | 796 g | 782 g |
| 最終処分量 | 2,925 t | 2,543 t | 1,959 t |

基本目標2 手賀沼をはじめとした水辺を守り、自然と共生するまちづくり



1. 水辺環境と生態系の保全

(1) 基本的な考え方

手賀沼はかつてさまざまな水草が繁茂し、多種多様な生き物が生息できる環境でした。都市化による影響はあるものの、手賀沼周辺には生態系を支える水辺、湿地などが存在しており、そこには未だ多くの生き物が生息しています。また、手賀沼沿いで最も谷津の地形と自然が残されている岡発戸・都部の谷津ミュージアムには、ハイケボタルやヒカリモなど貴重な動植物が数多く見られます。そのため多様な生き物が生息できる環境を保全することが大切です。

手賀沼の自然環境の特徴は、手賀沼に沿って水面、水辺、湿地、水田、斜面林と異なる自然環境が連続しているエコトーン（生態系の移行帯）があることで、手賀沼の原風景となっています。多様な生物が生息できるようにするため、エコトーンの保全を図ります。

(2) 市の施策

水辺環境の保全・有効活用の取り組み

- ・谷津田の保全
- ・水生生物、水辺環境などの保全
- ・雨水の貯留、再利用の推進
- ・雨水の地下浸透の推進
- ・湧水の把握



オナガガモ



ヒカリモ（市指定文化財）

手賀沼及び周辺的环境を保全する取り組み

- ・特定外来生物の防除
- ・手賀沼周辺の草刈りや樹木剪定などの整備

多様な生物生息空間づくり

- ・谷津ミュージアムの維持管理
- ・有害鳥獣・特定外来生物の防除
- ・貴重な動植物の生息・生育環境の保全
- ・市民への意識啓発



ハイケボタル（谷津ミュージアム指標生物）

(3) 環境指標（数値目標）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|------------------|--------|-----------------|-------------|
| | | R10（2028）年度 | R16（2034）年度 |
| 手賀沼のCOD年平均値 | 10mg/L | 7.7mg/L（R7）（※1） | （※2） |
| 市内の湧水地点数 | 7箇所 | 7箇所 | 7箇所 |
| 手賀沼の鳥類調査で確認された種数 | 43種 | 43種以上 | 43種以上 |

（※1）「第8期手賀沼に係る湖沼水質保全計画」（R3～R7）の目標値

（※2）「第10期手賀沼に係る湖沼水質保全計画」に基づいて設定します。

2. 緑地環境の保全

(1) 基本的な考え方

手賀沼沿いの農地は、手賀沼や斜面林などと一体となり、自然環境の保全や景観の形成などに重要な要素の一つです。これらの農地を保全し、活用していく必要があります。また、市では化学合成農薬と化学肥料を通常の2割以上減らして栽培した農産物を「あびこエコ農産物」として認証するなど、独自の取り組みをはじめており、今後も環境保全型農業を推進していきます。

緑豊かなまちなみをつくるためには、市・市民ともに今ある緑を守り、育てることが必要です。公園の維持管理や保存緑地、樹林地・手賀沼沿い斜面林などの適切な保全を行います。また、条例に基づく緑化協議や地区計画、建築協定などの制度を活用し、緑化を進めます。そのほか、市民によるガーデニングや生垣づくり、花壇づくりなどを進めていきます。



市民花壇（我孫子駅南口）



市民花壇（我孫子駅北口）

(2) 市の施策

農村環境の保全及び活用

- ・農地の適切な管理・保全
- ・環境保全型農業の普及
- ・地産地消の推進
- ・保存緑地、保存樹木の指定

緑豊かなまちなみづくり

- ・ガーデニングや生垣づくりの拡充
- ・公園などでのピオトープづくり
- ・市民による街路樹・花壇づくりと適正な管理
- ・生産緑地の保全と活用
- ・緑地協定・地区計画・建築協定による住宅地緑化の推進
- ・保存緑地など樹林地の保全
- ・手賀沼沿い斜面林の保全
- ・公共施設の緑化の推進

(3) 環境指標 (数値目標)

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|---------------------------------|---------|---------------|---------------|
| | | R10 (2028) 年度 | R16 (2034) 年度 |
| 緑の確保量 | 1,565ha | 1,600ha | 1,600ha |
| 指定緑地の面積 | 26ha | 33ha | 40ha |
| 「あびこエコ農産物」 栽培の認証を受 けた農業者数 | 32人 | 50人 | 70人 |



住宅街の街路樹



あびこ農産物直売所



緑のカーテン (市内公共施設)



斜面林 (谷津)

基本目標3 快適な環境で、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり



1. 安全・安心な生活環境

(1) 基本的な考え方

過去の高度経済成長の時期には、製造業などの事業場から出される排煙や排出水による大気汚染・水質汚濁が大きな問題となっていました。法令の規制や監視の強化などにより、状況が改善されています。現在は事業所・事業場・自動車の騒音や振動などが問題となっています。

また、手賀沼に流れ込む汚濁物質は私たちの家庭やまちから流れるものがほとんどです。手賀沼の水質の回復に向けて、手賀沼流域の市民である私たち自身が沼を汚しているということを感じ、日常生活の中で水質浄化に取り組むことが必要です。

市民が安心して生活できる環境を確保するために、法令などに基づく事業所などへの指導・立ち入り検査の実施のほか、環境基準の達成や市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みについても検討していきます。

(2) 市の施策

水環境の保全の取り組み

- ・下水道整備
- ・都市排水路などでの浄化施設の整備
- ・事業場・家庭からの水質汚濁物質の排出抑制
- ・水質・水量などの適正な管理

生活雑排水の汚濁の負荷低減への取り組み

- ・公共下水道への接続の促進
- ・高度処理型合併処理浄化槽の設置補助
- ・食用油などを流さないなど適正な家庭内処理の促進
- ・道路側溝の適正な管理
- ・節水のPR
- ・漏水の防止
- ・水の循環使用や再生使用の促進

有害化学物質対策の取り組み

- ・有害化学物質対策の推進
- ・有害化学物質を含む廃棄物の排出抑制

大気環境の保全の取り組み

- ・コンパクトな都市構造の維持
- ・幹線道路網の効果的な整備推進
- ・野焼きの禁止



騒音・振動・悪臭の防止の取り組み

- ・コンパクトな都市構造の維持
- ・工場・事業場・建設作業での騒音・振動の規制
- ・交通騒音・振動対策の推進
- ・近隣騒音の低減
- ・産業用地の適正な土地利用誘導（住工混在の解消）
- ・臭気指数による規制



土壌・地下水の保全

- ・土壌地下水汚染対策の推進
- ・「我孫子市埋立てなどによる土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく埋め立ての適正化

放射能汚染への対応

- ・放射能のモニタリング調査の実施及び結果の公表

(3) 環境指標（数値目標）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|---------------------|-------|-------------|-------------|
| | | R10（2028）年度 | R16（2034）年度 |
| 公害苦情解決率 | 95% | 95% | 95% |
| 公共下水道の普及率 | 84.7% | 89.1% | 95.3% |
| 高度処理型合併処理浄化槽の設置補助件数 | 25件 | 36件 | 36件 |



騒音測定の様子

2. 魅力ある生活環境

(1) 基本的な考え方

手賀沼の豊かな自然環境は、古くから人々の暮らしを支えてきました。

自然豊かな水辺空間はやすらぎ、思索、創造の場でもあり、大正時代には多くの文化人が移り住み、文化芸術活動の場にもなりました。現在でも、緑豊かな手賀沼公園や手賀沼遊歩道は、市民の憩いの空間となっています。

市街地を取り巻く広大な水辺や緑、農地などの自然景観については、良好な眺望や風景を保全する必要があります。豊かな自然・景観と人々の暮らしの調和を目指し、やすらげる魅力的な生活環境の形成を目指します。

(2) 市の施策

自然と調和した景観

- ・景観法、我孫子市景観条例に基づいた民間建築物などの景観誘導
- ・景観に配慮した公共施設や公共サインの整備
- ・千葉県屋外広告物条例に基づいた屋外広告物の設置規制
- ・市内の良好な景観に関する情報共有の発信

我孫子遺産の保全・活用

- ・「我孫子市文化財保存活用地域計画」に基づいた我孫子遺産の保存・活用
- ・文化財保護法、千葉県文化財保護条例及び我孫子市文化財の保護に関する条例に基づいた指定文化財の適切な保護
- ・我孫子遺産を活用した散策ルートの整備

(3) 環境指標（数値目標）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|---------------------|----------------------|-------------|-------------|
| | | R10（2028）年度 | R16（2034）年度 |
| 「我孫子のいろいろ八景歩き」の実施回数 | 4回 | 4回 | 4回 |
| 文化財施設などの見学者数 | 16,489人 (H30) (※) | 19,500人 | 25,500人 |

(※) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けない直近の数値



誘導板（公共サイン）



旧村川別荘母屋（市指定文化財）

基本目標4 一人一人が環境を意識し、行動するまちづくり



(1) 基本的な考え方

豊かな自然を次世代に引き継ぐためには、まちの主人公である市民・事業者が、環境の現状を知り、課題を理解し、環境を保全し改善する行動を続けることが大切です。そして、我孫子のためにまちの環境をどのように守り、改善させるのかの視点を持って、新たなライフスタイルを創り出すことが重要です。

市民・事業者の活動を市が積極的に支えていくための施策を進めていきます。

(2) 市の施策

環境学習の推進

- ・環境に関する講座・学習会の開催
- ・小中学生への環境に関する学習機会の提供

市民参加による環境保全活動の推進

- ・環境保全に取り組むボランティアの拡充
- ・市民と協働した環境美化活動の実践

環境に関する情報の受発信の仕組みづくり

- ・「環境年報」など、本市の環境の現状、取り組みに関する報告書などの公表
- ・環境関連団体の情報発信の場づくり、ホームページ、SNS などででの周知
- ・手賀沼親水広場 水の館での環境情報発信の強化

環境に関するイベントの実施

- ・イベントの開催を通じた環境保護・保全を考える機会の提供
- ・イベントなどで来市される方へのマナー・環境意識等の啓発



デジタルサイネージ（水の館）

(3) 環境指標（数値目標）

| 指標名 | 現状値 | 目標値 | |
|---------------------|--------|-------------|-------------|
| | | R10（2028）年度 | R16（2034）年度 |
| みどりのボランティアの登録者数 | 435 人 | 550 人 | 580 人 |
| ジャパンボードフェスティバル参加団体数 | 189 団体 | 190 団体 | 190 団体 |
| 環境学習の実施件数 | 50 件 | 55 件 | 60 件 |

第4章

我孫子市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

第4章 我孫子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1. 計画策定の背景

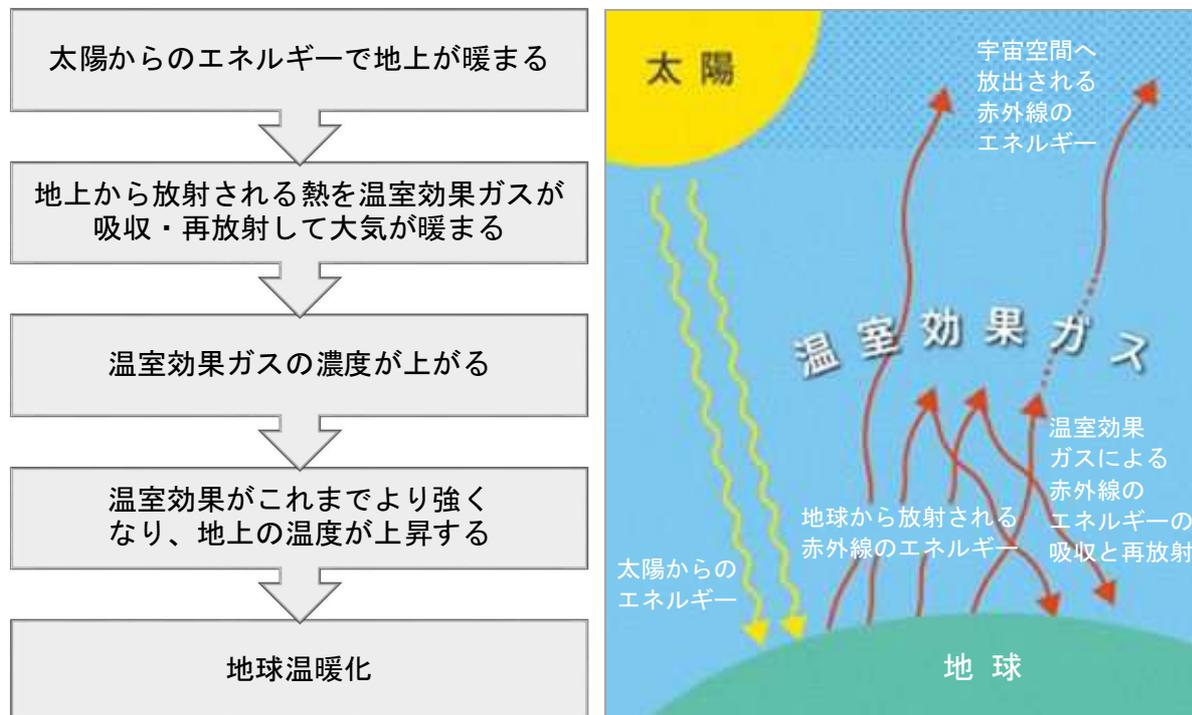
（1）地球温暖化とは

地球は太陽からのエネルギーを受け地表が暖められ、地球を取り巻く大気により、その平均気温を14度に保っています。本来、地表からは大量の赤外線が放出されますが、この赤外線の一部を大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収し、赤外線の一部を地表へ再度放射します。この働きは温室効果と呼ばれ、地球の気温を上げ、一定に保つ大きな役割があります。温室効果がなかった場合、地球は氷点下の惑星となります。

近年、問題となっている地球温暖化は、この温室効果ガスが増加したことにより赤外線の再放射量が増加し、地表の平均気温が急激に上昇し続けていることが原因です。

世界の二酸化炭素平均濃度は年々増加しており、産業革命以前の平均的な値とされる約280ppmから、405.5ppm（2018年11月温室効果ガス世界資料センター公表値）と大幅に増加しています。

また、地球温暖化は、気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や豪雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化をともないます。このような気候変動によって、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの自然災害の増加、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間の生活への影響が見られます。



資料：環境省「COOLCHOICE ホームページ」

図 地球温暖化のメカニズム

(2) 地球温暖化による影響

1) 世界への影響

地球温暖化にともなう気候変動として、世界全体で平均気温の上昇が観測されています。世界の年平均気温は、変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり0.73度上昇しています。

そのため、海水温の上昇にともなう海水の膨張などにより、世界の海面水位は明治34(1901)年から平成30(2018)年にかけて20cm程度上昇しています。

また、降水量については、局所的豪雨の増加による、洪水リスクの増大が指摘されています。

2) 日本への影響

明治31(1898)年以降、日本の平均気温は100年あたりおよそ1.28度上昇しています。

気温上昇にともない、真夏日(最高気温が30度以上の日)の年間日数は増加傾向にあり、一方で冬日(最低気温が0度未満)の年間日数は減少傾向にあります。

また、降水量については、1日の降水量が100mm以上である大雨の日数が増加傾向にあります。

日本沿岸の海面水位は、1980年代以降、上昇傾向が見られ、令和2(2020)年の日本沿岸の海面水位は、平年値(1981~2010年平均)と比べて87mm高い値となっています。

(3) 地球温暖化による影響の将来予測

令和4(2022)年に発表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の「第6次評価報告書」では、気候変動を予測するために、政策的な温室効果ガスの緩和策を前提としたシナリオを設定し、将来の世界平均気温の上昇を見直しています。

これによると、1986年から2005年の平均を基準とした2081年から2100年の世界の平均地上気温は、可能な限り地球温暖化対策を前提としたシナリオ[SSP1-1.9]では1.0度から1.8度、緩和策を実施しない前提(成り行き)のシナリオ[SSP5-8.5]では3.3度から5.7度の範囲に入る可能性が高いと予測されています。

地球温暖化の進行にともない、海面上昇や海の酸性化がさらに進み、また降水量は地域によって差が激しくなります。北極海や北半球の氷や雪は減少すると予測されています。

日本においても、地球温暖化により想定される影響は、国をはじめさまざまな研究機関で調査研究されており、複数の分野に及ぶ主要なリスクは、次頁に示すとおりです。地球温暖化が大規模になるほど、深刻な影響が生じる可能性が指摘されています。

JCCCA

IPCC 第6次評価報告書における SSPシナリオとは

| シナリオ | シナリオの概要 | 近いRCPシナリオ ¹⁾ <small>IPCC AR5 で使われた 代替適応戦略シナリオ</small> |
|---|---|---|
|  SSP1-1.9 | 持続可能な発展の下で 気温上昇を 1.5°C以下におさえるシナリオ 21 世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を 1.5°C以下に抑える政策を導入 21 世紀半ばに CO ₂ 排出正味ゼロの見込み | 該当なし |
|  SSP1-2.6 | 持続可能な発展の下で 気温上昇を 2°C未満におさえるシナリオ 21 世紀末までの気温上昇(工業化前基準)を 2°C未満に抑える政策を導入 21 世紀後半に CO ₂ 排出正味ゼロの見込み | RCP 2.6 |
|  SSP2-4.5 | 中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ 2030 年までの各国の国別削減目標(NDC)を 集計した排出量上限にほぼ位置する | RCP 4.5 (2050 年までは RCP6.0 にも近い) |
|  SSP3-7.0 | 地域対立的な発展の下で 気候政策を導入しないシナリオ | RCP 6.0 と RCP 8.5 の間 |
|  SSP5-8.5 | 化石燃料依存型の発展の下で 気候政策を導入しない最大排出量シナリオ | RCP 8.5 |

出典: IPCC第6次評価報告書および環境省資料をもとにJCCCA作成

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

☒ SSP シナリオとは

◆ 気候変動の観測事実と将来予測

| | |
|----|---|
| 世界 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来も気温上昇が続く【現状・予測】 ・ 海水温が上昇している【現状・予測】 ・ 北極海の海水が減少している【現状・予測】 ・ 熱帯低気圧の最大風速及び降雨量は増加する可能性が高い【予測】 |
| 日本 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本では世界より速いペースで気温が上昇している【現状・予測】 ・ 真夏日・猛暑日の日数が増加している【現状・予測】 ・ 強い雨が増加している一方、降水日が減少している【現状・予測】 ・ 多くの地域で積雪が減少する一方、内陸部では大雪が増加する可能性も【現状・予測】 |

◆ 気候変動による影響

| | |
|----------------------------|--|
| 農業 森林・林業 水産業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コメの収量・品質への影響【現状・予測】 ・ 果実の品質・栽培適地への影響【現状・予測】 ・ シイタケ栽培への影響【現状】 ・ サンマ南下の遅れ【予測】 |
| 自然生態系 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ハチクマ（日本で繁殖する猛禽類の一種）の渡りの経路が変化【予測】 ・ 竹林の雑木林への侵入が進む【予測】 ・ 藻場の衰退・消失【現状・予測】 |
| 水環境・水資源 自然災害・沿岸域 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の状況が変わる【予測】 ・ 流域の複合的な水害・土砂災害【予測】 ・ 台風による高潮【予測】 |
| 健康 産業・経済活動 国民生活・都市生活 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 熱中症が増加【現状・予測】 ・ 産業・経済活動や生活面にもさまざまな影響が及ぶ【予測】 |

資料：環境省「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018」

(4) 地球温暖化対策の動向

1) 世界の動向

地球温暖化については、平成27（2015）年12月の第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来の国際的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。この協定では、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」、「今世紀後半に人為起源の温室効果ガス排出を正味ゼロにする」ことが長期目標とされました。

さらに令和3（2021）年にイギリスのグラスゴーで開催された第26回締約国会議（COP26）では、世界の平均気温の上昇を1.5℃未満に抑えるため、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、その経過点である2030年に向けて、野心的な対策を各国に求める「グラスゴー気候合意」が採択されました。

表 地球温暖化に関する世界の動き

| 年 | 月 | 世界の動き |
|------|----|--|
| 1988 | 11 | 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」設置 |
| 1992 | 6 | 環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)において「アジェンダ 21」採択 ⇒ 「気候変動枠組条約」も併せて採択 |
| 1995 | 3 | 「第1回締約国会議(COP1)」開催 |
| 1997 | 12 | 第3回締約国会議(COP3)において「京都議定書」採択 |
| 2005 | 2 | 「京都議定書」の発効条件を満たしたため、「京都議定書」が発効 |
| 2010 | 9 | 「国連気候変動首脳会合」開催 |
| | 12 | 第16回締約国会議(COP16)において「カンクン合意」採択 |
| 2014 | 11 | 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書統合報告書公表 |
| 2015 | 12 | 第21回締約国会議(COP21)において「パリ協定」採択 |
| 2021 | 11 | 第26回締約国会議(COP26)及び京都議定書第16回締約国会合(CMP16)において「グラスゴー気候合意」採択 |

2) 国内の動向

日本では、令和2（2020）年10月に、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、脱炭素社会に向けた施策に取り組むとしています。令和3（2021）年10月の改訂では、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を、平成25（2013）年度比で46%削減とし、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けることを表明しました。

カーボンニュートラルの実現に向けて、まずは排出する温室効果ガスの総量を大幅に削減することが前提となり、削減が難しい排出量を埋め合わせるには「吸収」や「除去」など、例えば植林により光合成に使われる大気中のCO₂の吸収量を増やすことや、CO₂を回収して貯蔵するCCS技術の活用などが考えられます。

表 地球温暖化に関する国の動き

| 年 | 国の動き |
|------|--|
| 1990 | 「地球温暖化防止行動計画」閣議決定 |
| 1999 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 |
| | 地球温暖化対策に関する基本方針決定 |
| 2005 | 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 |
| 2015 | 「長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)」策定 |
| | 日本の「約束草案」策定(地球温暖化対策推進本部決定) |
| 2016 | 電力自由化開始 |
| | 「地球温暖化対策計画」閣議決定 |
| 2018 | 「気候変動適応法」公布 |
| | 「第5次エネルギー基本計画」閣議決定 |
| | 「気候変動適応計画」閣議決定 |
| 2019 | 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定 |
| 2020 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正を閣議決定 |
| | 首相所信表明演説「脱炭素社会の実現」(2050年カーボンニュートラルの表明) |
| 2021 | 2030年の温室効果ガス排出量の削減目標「2013年度比46%削減」表明 |
| | 「地球温暖化対策計画」改訂 |

2. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の目的

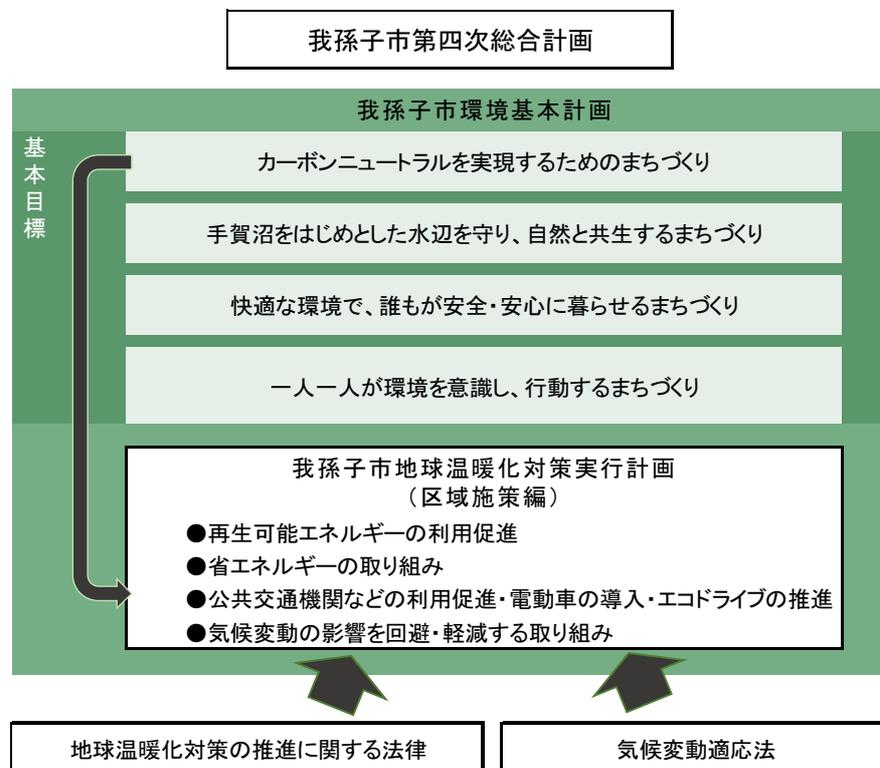
今日におけるエネルギー事情や再生可能エネルギーへの方針転換、温室効果ガスによる環境への影響など、私たちの生活とエネルギーを取り巻く状況はさまざまな変化を迎えています。そのような状況を踏まえ、我孫子市では令和2（2020）年7月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティ宣言を表明しました。この宣言を実現するために、「我孫子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）を策定します。

地球温暖化対策は、大きく「緩和策」と「適応策」の2つに分類され、「緩和策」とは、温室効果ガス排出量の削減と吸収源の対策により地球温暖化の進行を食い止めるための対策です。一方、「適応策」とは、気候の変動に伴う影響に対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響の防止・軽減を図る対策です。

「区域施策編」では、我孫子市の現状や特性を踏まえ、市域から排出される温室効果ガスを削減するとともに、避けることのできない気候変動の影響に適応するため、市民・事業者・市の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進し持続可能な地域づくりを目指します。

(2) 計画の位置づけ

「区域施策編」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけ、本市の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスを削減し、進行する気候変動に適応する施策を推進するためのものです。



(3) 計画の期間

「我孫子市第二次環境基本計画」との整合性を図り、計画期間は令和5（2023）年度から令和16（2034）年度までの12年間とします。

また、新たな環境問題の発生など、状況や生活環境、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、令和5（2023）年度から令和10（2028）年度までを前期計画、令和11（2029）年度から令和16（2034）年度までを後期計画とします。

(4) 計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの削減対象は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」で特に把握が望まれるとされているものを中心とするエネルギー起源のCO₂及び廃棄物からの温室効果ガスとします。なお、エネルギー起源のCO₂は、産業部門、家庭部門、業務その他部門、運輸部門の4部門からの排出を対象とします。

表 部門・分野別発生源

| 対 象 | 主な発生源 | |
|----------------------------|--|---------------------------|
| エネルギー起源 CO ₂ | 産業部門※ 製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出 建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出 農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出。 | |
| | 家庭部門 家庭におけるエネルギー消費に伴う排出 | |
| | 業務その他 部門 事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出 | |
| | 運輸部門 | 自動車（貨物）における燃料、ガス、電気の消費 |
| | | 自動車（旅客）・鉄道における燃料、ガス、電気の消費 |
| 廃棄物からの温室効果ガス | 廃棄物の焼却に伴い発生するCO ₂ （二酸化炭素） | |
| | 廃棄物の焼却に伴い発生するCH ₄ （メタン） | |
| | 廃棄物の焼却に伴い発生するN ₂ O（一酸化二窒素） | |

※ 産業部門における人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー及び家用自動車からの排出は、運輸部門で計上します。

資料：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル

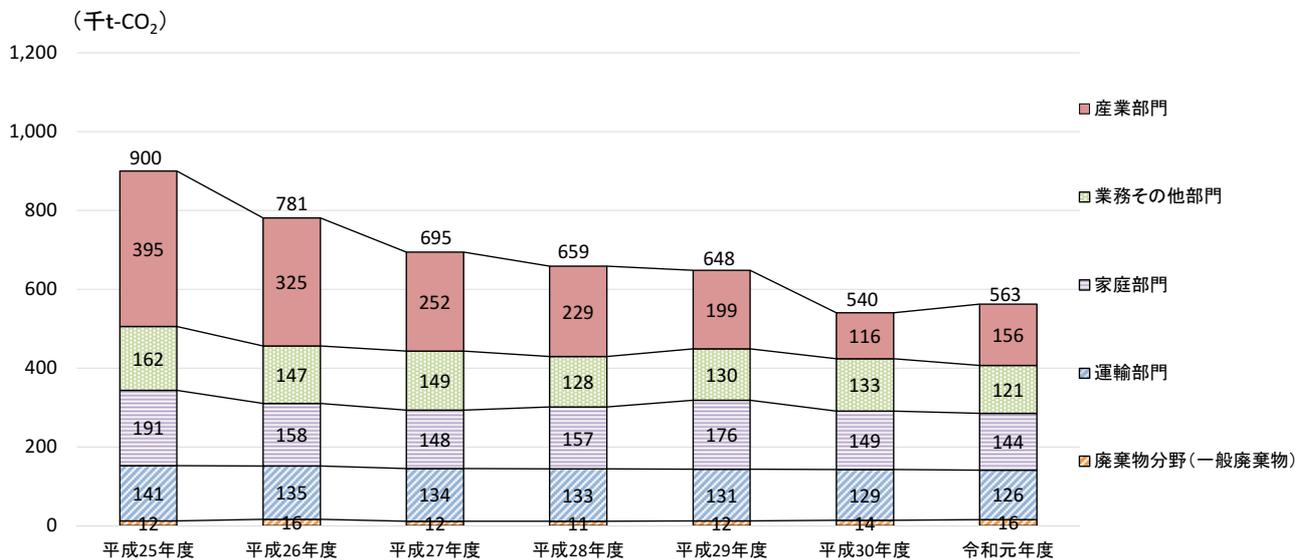
(5) 計画の対象範囲

対象区域は市内全域とし、市民・事業者・市の活動に伴う排出を対象範囲とします。なお、運輸部門・自動車における対象は本市内で市民・事業者が所有する自動車のみとし、市内を通行する貨物など車両については考慮しないものとします。

3. 我孫子市における温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス排出量の現状

本市の温室効果ガス排出量は、基準年である平成25（2013）年度から減少傾向にあり、令和元（2019）年度実績を見ると、基準年度比で約40%減少しています。

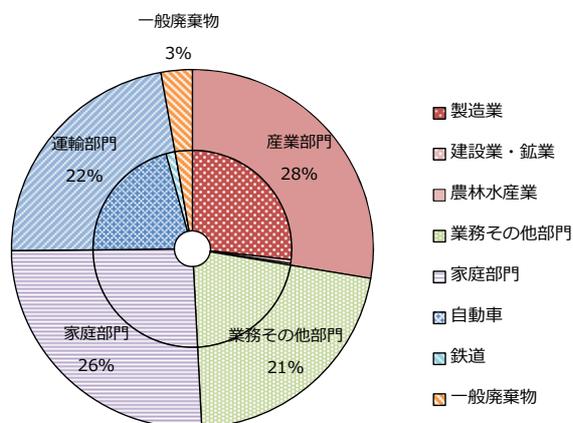


出典：環境省自治体排出量カルテ

図 我孫子市の温室効果ガス排出量の推移

(2) 各部門からの温室効果ガス排出量

本市の令和元（2019）年度温室効果ガス排出量56万3千 t-CO₂を部門別に見ると、産業部門が15万6千 t-CO₂（排出量全体の28%）、次いで家庭部門が14万4千 t-CO₂（同26%）、業務その他部門が12万1千 t-CO₂（同21.0%）、運輸部門が12万6千 t-CO₂（同22%）、及び廃棄物からの排出量が1万6千 t-CO₂（同3%）となっており、家庭部門からの排出量が約4分の1を占めています。



出典：環境省自治体排出量カルテ

図 我孫子市の部門別温室効果ガス排出量の割合（令和元年度）

4. 温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計と削減見込量

本市のこれまでの実績を基に、今後、現在行っている施策を継続した場合（現状維持ケース）の将来予測を以下に示します。将来予測では温室効果ガス排出量が今後は減少していくと考えられますが、脱炭素社会を形成するためには、さらなる取り組みが必要です。

$$\begin{aligned} \text{現状維持ケース排出量} &= \text{直近年度の温室効果ガス排出量} \times \text{活動量の変化率} \\ \text{活動量の変化率} &= \text{対象年度における活動量の推計値} / \text{直近年度における活動量} \end{aligned}$$

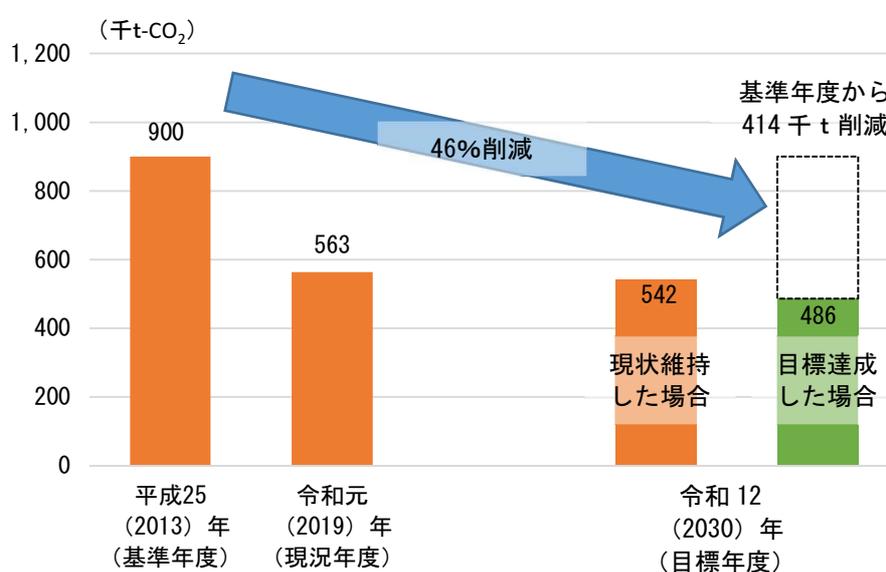


図 我孫子市の温室効果ガス排出量の予測

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

ゼロカーボンシティの実現に向け、以下の目標を掲げます。

令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で市内の温室効果ガス総排出量を46%削減します。さらに55%削減の高みに向けて取り組んでいきます。長期目標として温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

5. 具体的な施策・取り組み（緩和策）

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、市・市民・事業者で取り組むべき事項（緩和策）は次のとおりです。市が市民・事業者に対して実施する施策と、市民・事業者の取り組みについてまとめました。

なお、この緩和策は、基本目標1「カーボンニュートラルを実現するためのまちづくり」内、「地球温暖化対策（緩和策）」の施策に基づきます。

再生可能エネルギーの利用促進

【市】

- 市内における再生可能エネルギー設備の導入に対する補助の実施
- 国・県が実施する再生可能エネルギー推進策の情報提供、普及啓発
- 市が実施している補助や行っている施策に対するの情報提供

【市民】

- 再生可能エネルギー設備の導入の検討
- 二酸化炭素排出係数の低い再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを検討

【事業者】

- 再生可能エネルギー設備の導入の検討
- 二酸化炭素排出係数の低い再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを検討

省エネルギーへの取り組み

【市】

- 国・県が実施する省エネルギーについての情報提供
- 家庭・事業所における省エネルギーに関する取り組み・省エネルギー性の高い設備・機器などの情報提供
- 手続きなどのオンライン化促進（移動の減少・ペーパーレス化）

【市民】

- 省エネルギー設備の導入の検討
- 住宅新築の際は、ゼロエネルギーハウス（ZEH）を検討。既存住宅については、窓の断熱改修など省エネルギー化を検討
- 省エネルギー性能の高い機器（照明や冷暖房機器、給湯器など）の導入を検討
- 家電は使い方を工夫し、温室効果ガス排出量の抑制に努める
- クールビズ・ウォームビズに積極的に取り組む
- 緑のカーテンや気温上昇を抑える製品などを活用し、室内気温上昇の抑制に努める
- オンライン手続きを積極的に活用する

【事業者】

- 省エネ技術の開発や製品・サービスの提供を推進する
- 事業所など新設の際は、省エネルギー性能に優れた建築物（ZEB など）を検討。既存のものについても断熱化などを検討
- 省エネルギー性能の高い機器（照明や冷暖房機器、給湯器など）の導入を検討
- 職場におけるクールビズ・ウォームビズを積極的に推進する
- 緑のカーテンや気温上昇を抑える製品などを活用し、室内気温上昇の抑制に努める
- オンライン手続きを積極的に活用する

公共交通機関などの利用促進・電動車の導入・エコドライブの推進

【市】

- 電気自動車・V2H に対する補助の実施
- エコドライブの普及・啓発
- 公共交通機関・自転車、徒歩利用の促進

【市民】

- 電動車の導入を検討
- エコドライブの実践に努める
- 移動手段に公共交通機関・自転車・徒歩などを活用する

【事業者】

- 電動車の導入を検討
- エコドライブの実践に努める
- 通勤や移動手段に公共交通機関・自転車・徒歩などをできるだけ活用する

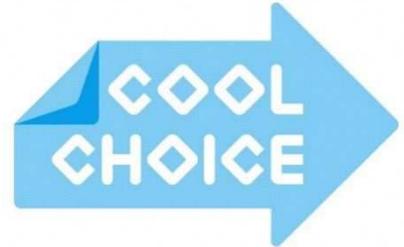
COOL CHOICE をしよう！

「COOL CHOICE」とは？

国では、温室効果ガス削減目標を達成するため、「未来のために、いま選ぼう。」をキャッチコピーとした「COOL CHOICE」国民運動を実施しています。

これは、省エネ・温度設定・節水などの普段の行動、家電・住宅・自家用車などの身の回りの物を「選ぶ」際に、未来のために「賢い選択=COOL CHOICE」をしていこう、という取り組みです。

国は、一人ひとりがこの運動に参加し、一丸となって温暖化防止のために「選択」していく旗印として統一ロゴマーク（右図）を設定し、国・産業界・労働界・自治体・NPO 等が連携して広く賛同登録を呼びかけています。



未来のために、いま選ぼう。

● 「COOL CHOICE」のさまざまなアクション・キャンペーン

COOLBIZ

クールビズ

環境省は冷房使用時の室内温度を 28℃とすることを推奨しています。扇風機を利用するなどして、体感温度を下げる工夫をしましょう。

WARMBIZ

ウォームビズ

環境省は暖房使用時の室内温度を 20℃とすることを推奨しています。首、手首、足首を温かくすることや、みんなが 1 つの部屋に集まり、ウォームシェアしましょう。

エアコン消して 涼しいところに集まろう

COOL SHARE

複数のエアコン使用をやめ、なるべく 1 部屋に集まる工夫をしたり、公共施設を利用したりすることで涼をシェアしましょう。

ECO DRIVER.

これからの、マナー。
ゆっくり加速、ゆっくりブレーキや、車間距離にゆとりを持つことで、環境負荷や交通事故が減らせます。



1回で受け取りませんか

宅配便を送るときは受取人が受け取りやすいよう配慮し、商品を注文した際は自分が受け取れる時間を指定するなど、再配達を減らしましょう。

6. 気候変動の影響を回避・軽減する取り組み（適応策）

（1）適応策の意義と必要性

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じています。温室効果ガスの排出量が削減された場合でも、気候変動の影響は避けられない事態となっています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

緩和策とともに市で取り組むべき事項（適応策）は次のとおりです。

（2）分野別取り組み

本市の地域特性を考慮して、関係部署や関係機関より、現在の状況やこれまでの取り組み、緊急性などについての情報を収集・整理します。その上で国・県・関係機関と連携し対策を実施します。

農業

- ・気候変動による農作物への影響に関する情報収集に努めます。
- ・国・県からの通知などに基づいた農業者への情報発信を行います。

水環境・水資源

- ・気候の変動により水質に変化が生じる可能性があるため、手賀沼や地下水などの水質調査を引き続き実施します。
- ・「我孫子市手賀沼流域関連公共下水道計画」に基づき、雨水幹線などの雨水排水施設を計画的に整備します。

自然生態系

- ・気候変動に伴う特定外来生物による在来生物への影響などを把握するため、情報収集に努めるとともに、特定外来生物の防除に関する啓発を行います。

自然災害・沿岸域

- ・雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を促進し、浸水被害の軽減に努めます。
- ・集中豪雨などによる被害の軽減に向けて、浸水に関する情報や避難場所の周知、ハザードマップや公開型 GIS（あびまっぷ）の活用など、市民の防災意識の向上を促進します。
- ・農地が雨水を一時的に貯留し、洪水を防止・軽減できる機能（農業の有する多面的機能）を発揮できるように、農作業が継続できる環境をつくれます。

健康

- ・光化学スモッグ注意報発令時における周知の迅速化を図ります。
- ・市民・事業者などに対して、健康に配慮した空調温度の設定など、気候の変化に応じたライフスタイルの実践を呼びかけます。
- ・熱中症警戒アラート発表時に、防災無線や関係機関などを通じて迅速に周知を行います。
- ・市の広報紙やホームページなどで熱中症の注意喚起や熱中症対策に関する情報提供を行います。
- ・クールシェアスポットの設置や情報提供に努めます。

市民生活

- ・緑のカーテンを推進します。
- ・ヒートアイランド現象を緩和するため、市内公共施設や市内公園などの緑化を推進します。
- ・渇水時には給水制限や断水リスクの低減を図るため、家庭・事業所に節水の呼びかけをします。

分野横断的な取り組み

- ・国や県などの関係機関と連携し、地域の気候変動の状況や適応策の事例などについて情報収集を行います。
- ・気候変動に関する情報や適応策の事例について、庁内及び市民・事業者に積極的に周知・普及啓発を行います。

第5章

計画の推進体制及び進行管理

第5章 計画の推進体制及び進行管理

1. 庁内推進体制

(1) 推進体制

本計画を推進するため、庁内の関係部門と連携し、施策の進行管理と調整を行います。また、必要に応じて他の部門別計画と調整・整合を図ります。

(2) 市民・事業者の取り組みの拡充と相互連携の強化

本計画は、市民・事業者・学識経験者からなる環境審議会と庁内の関係部署で構成された環境基本計画推進委員会の検討を踏まえて策定しました。今後は、環境審議会で継続的な討議を行い、推進にあたっての提言・助言を受けながら計画を推進していきます。

また、市民の暮らしと事業活動が、環境にやさしいものへと転換できるための手引書として、「市民・事業者への環境配慮指針」を策定し、行動の変容を促します。指針には、市民・事業者が積極的・自主的・主体的に取り組を進めることができるようにするため、日々の暮らしや事業活動の場面でできる取り組みを掲載し、環境にやさしい行動への転換を支援していきます。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理は、P (Plan : 計画)、D (Do : 実行)、C (Check : 点検・評価)、A (Action : 見直し) という「PDCA サイクル」に基づき行います。



図 PDCA サイクル

資料編

資料編

1. 策定経過

| 開催時期 | 会議名等 | 内容 |
|-----------------------|--------------------------|--|
| 令和3年度 | | |
| 8月30日 | 第1回環境基本計画推進委員会 | 基本計画策定方針（案）について 今後のスケジュールについて |
| 11月24日 | 第1回環境審議会 | 第二次環境基本計画について |
| 12月17日～ 令和4年1月21日 | 庁内調査 | 現行計画との変更・廃止・新規等について 見直し検討調査票により回答 |
| 2月25日 ～3月10日 | 第2回環境基本計画推進委員会（書面開催） | 庁内調査（見直し検討調査票）の再確認 について 第二次環境基本計画（構成案）について |
| 3月22日 | 第2回環境審議会 | 第二次環境基本計画 進捗状況について |
| 令和4年度 | | |
| 8月23日 ～9月2日 | 第1回環境基本計画推進委員会 （書面開催） | 第二次環境基本計画（構成案）について |
| 10月20日 | 第2回環境基本計画推進委員会 | 第二次環境基本計画（素案）について |
| 10月24日 | 第1回環境審議会 | 第二次環境基本計画（素案）について |
| 11月16日 | 環境都市常任委員会勉強会 | 第二次環境基本計画（素案）について |
| 12月19日 | 第2回環境審議会 | 第二次環境基本計画 諮問について |
| 令和5年1月6日～ 令和5年2月6日 | パブリックコメント | 第二次環境基本計画（案）について |
| 令和5年2月20日 | 第3回環境審議会 | 第二次環境基本計画 答申について |

2. 我孫子市環境条例

○我孫子市環境条例

平成9年6月26日条例第13号

改正

平成12年3月23日条例第21号

平成13年6月29日条例第15号

平成17年9月30日条例第25号

我孫子市環境条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策等（第8条—第22条）

第3章 生活環境の保全等に関する施策（第23条—第28条）

第4章 ばい煙等の排出等の規制

第1節 規制基準等（第29条—第33条）

第2節 特定施設及び特定作業の規制（第34条—第42条）

第3節 特定建設作業の規制（第43条・第44条）

第4節 飲食店営業等における音響機器使用等の規制（第45条—第50条）

第5章 環境審議会（第51条・第52条）

第6章 雑則（第53条—第57条）

第7章 罰則（第58条—第61条）

附則

我孫子市は、手賀沼、利根川そして古利根に囲まれた水と緑の豊かなまちで、四季のおりなす自然環境と歴史的、文化的遺産に恵まれたまちです。

私たちは、このふるさと我孫子の持つ優れた環境を積極的に保全し、さらに新たな環境を創造し、潤いと安らぎのある快適な生活環境を、時代を超えて、将来へ継承していかなければなりません。

ここに私たちは、より一層の英知と総力を結集して、この恵まれた自然と歴史的、文化的風土を活かし、人と自然が調和した環境共存型のまちづくりを進め、良好な環境の実現を図るため、この条例

を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めるとともに、生活環境の保全等に関する市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 生活環境の保全等 大気、水、地質等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ることをいう。
- (5) ばい煙 次に掲げる物質をいう。
 - ア 燃料その他の物の燃焼によって発生するいおう酸化物
 - イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

- ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛、窒素酸化物、硫化水素その他の人の健康又は、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げるものを除く。）であって規則で定めるもの
- (6) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- (7) ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、廃液、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭をいう。
- (8) 特定施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される機械及び施設のうち、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる機械若しくは施設であって規則で定めるものをいう。
- (9) 特定作業 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。
- (10) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であって規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全を図るため、地球の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(施策等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、我孫子市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する施策の方向

(3) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ我孫子市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するに当たり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するための施設及び下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備その他環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備及びその他自然環境の適正な整備並びに健全な利

用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第15条 市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全についての施策のあり方等について市民等から提言を受けるための措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第19条 市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化の予測に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の実施)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第22条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

第3章 生活環境の保全等に関する施策

(自動車交通公害防止のための施策)

第23条 市は、事業者、市民及び関係機関と連携して、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善その他の自動車の使用に伴う公害を防止するための対策を講ずるように努めるものとする。

(生活排水対策に係る施策)

第24条 市は、生活排水の排出による河川等の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び水質の汚濁の防止を図るために必要な施策を実施するものとする。

(地下水汚染防止等のための施策)

第25条 市は、地下水及び土壌の汚染の防止並びに地下水のかん養の促進に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、地質を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等の適正管理のための施策)

第26条 市は、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質等を有する者に対して、その排出の抑制及び適正な管理に係る対策を進めるとともに、当該化学物質等の適正な管理の普及及び啓発に努めるものとする。

(騒音、振動及び悪臭の防止のための施策)

第27条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、騒音、振動及び悪臭を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者等に対する援助措置)

第28条 市は、事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善等について必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、中小規模の事業者に対して特別の配慮を行うものとする。

3 市は、市民が行う環境への影響を低減する活動に対して必要な援助措置を講ずるように努めるものとする。

第4章 ばい煙等の排出等の規制

第1節 規制基準等

(規制基準の制定)

第29条 市長は、公害を防止するために必要な規制基準を規則で定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、我孫子市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第30条 ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者は、規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙等の測定)

第31条 特定施設を設置している者のうち規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該特定施設に係るばい煙等の量等を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 工場及び事業場において、特定物質（特定物質を含む物質を含む。）を製造し、使用し、又は保管している事業者は、定期的に土壌の汚染状態を調査する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(事故時における措置)

第32条 特定施設を設置している者は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係る特定施設から発生し、及び排出され、又は飛散するばい煙等の量等が規制基準に適合しないものとなったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出て、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(異常気象等の発生時における措置)

第33条 市長は、濃霧の発生、異常渇水の継続等特別の事情の発生により、ばい煙等の発生及び排出又は飛散が住民の健康を害し、又は生活環境を著しく損なうおそれがあると認めるときは、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、必要な措置をとるべきことを求めなければならない。

第2節 特定施設及び特定作業の規制

(特定施設の設置の届出)

第34条 特定施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及びその種類ごとの数
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等の防止又は処理の方法（以下「ばい煙等の防止方法」という。）
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

第35条 特定作業を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届出なければならない。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間
- (3) 特定作業の目的に係る施設
- (4) ばい煙等の防止方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第36条 一の施設が特定施設となった際、現に工場等にその特定施設を設置している者（その設置の工事をしている者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際、現にその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から30日以内にそれぞれ第34条第1項各号又は前条第

1 項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- 2 第34条第2項の規定は、前項に規定する特定施設に係る届出書について、前条第2項の規定は、前項に規定する特定作業に係る届出書について準用する。

(構造等の変更等の届出)

第37条 第34条第1項、第35条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第34条第1項第3号から第7号まで又は第35条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が当該特定施設又は当該特定作業に係るばい煙等の量等の増加を伴わない場合は、この限りでない。

- 2 第34条第2項の規定は、前項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第35条第2項の規定は、前項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(計画変更勧告等)

第38条 市長は、第34条第1項、第35条第1項又は前条第1項の規定による届出（騒音又は振動に係る届出を除く。以下この項において同じ。）があった場合において、この届出に係る特定施設等に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設等の構造若しくは使用の方法又はばい煙等の防止方法（以下「特定施設等の使用の方法等」という。）に関する計画の変更又は廃止を命ずることができる。

- 2 市長は、騒音又は振動に係る第34条第1項、第35条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、この届出に係る特定施設等に係る騒音が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができる。

- 3 前各項の規定による命令又は勧告を受けた者は、当該命令又は当該勧告に従い、当該措置を講じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第39条 第34条第1項、第35条第1項又は第37条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日（騒音又は振動に係る届出にあっては30日）を経過した後でなければ、それ

それぞれの届出に係る特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は特定施設等の使用の方法等を変更してはならない。

- 2 市長は、第34条第1項、第35条第1項又は第37条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第40条 第34条第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第34条第1項第1号若しくは第2号又は第35条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設又は特定作業（以下「特定施設等」という。）を廃止したときは、その変更又は廃止の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第34条第2項の規定は、前項の規定による特定施設に係る変更の届出について、第35条第2項の規定は、前項の規定による特定作業に係る変更の届出について準用する。

(承継)

第41条 第34条第1項、第35条第1項又は第37条第1項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該特定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第34条第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設又は特定作業の目的に係る施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設若しくは特定作業の目的に係る施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前各項の規定により、第34条第1項、第35条第1項又は第36条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善命令等)

第42条 市長は、特定施設等（騒音又は振動に係るものを除く。）に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、期限を定めて当該特定施設等の使用の方法等の改善を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、我孫子市環境審議会の意見を聴いて当該特定施設の使用の一時停止又は当該特定作業の一時停止を命ずることができる。
- 3 市長は、特定施設等に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等又は特定作業の場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定施設を設置している者又は当該特定作業を行う者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音若しくは振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を勧告することができる。
- 4 市長は、第38条第2項又は前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置し、又は特定作業を行っているときは、同条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音若しくは振動の防止の方法の改善、特定施設の使用の方法若しくは配置の変更又は特定作業の作業時間の変更を命ずることができる。
- 5 第1項の規定は、第32条第1項の規定による届出をした者については、その届出に係る事故についての復旧工事に必要と認められる期間内については、適用しない。
- 6 第1項から第4項までの規定は、第36条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設等については、同項に規定する特定施設等となった日から6月間（規則で定める施設等である場合にあっては1年間）は、適用しない。ただし、その者が第37条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から60日間（騒音又は振動に係る届出にあっては30日）を経過したときは、この限りでない。

第3節 特定建設作業の規制

（特定建設作業の実施の届出）

第43条 病院、学校等の施設の周辺の区域その他特に騒音又は振動の防止を図る必要がある区域であつて、規則で定める区域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに（災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに）、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

- （1）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- （2）建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

(3) 特定建設作業の場所及び実施の期間

(4) 騒音又は振動の防止の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第44条 市長は、前条第1項の規則で定める区域内において行われる特定建設作業に係る騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施行する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

第4節 飲食店営業等における音響機器使用等の規制

(拡声機の使用の制限)

第45条 何人も、拡声機を使用する場合であつて、次の各号の一に該当するときは、拡声機の使用方法、使用の時間等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

(1) 病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であつて規則で定める区域において商業宣伝を目的として拡声機を使用するとき。

(2) 前号に規定するもののほか、屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用するとき。

2 前項第2号の規定は、次の各号の一に該当する場合は、適用しない。

(1) 法令により認められた目的のために使用するとき。

(2) 広報その他の公共の目的のために使用するとき。

(3) 官公署、学校、工場等において時報等のために使用するとき。

(4) 祭礼、盆踊り、運動会その他の社会活動において相当と認められる一時的行事のために使用するとき。

(飲食店営業等における音響機器の使用時間の制限)

第46条 良好な住居の環境を保全するため、静穏の保持を特に必要とする区域として規則で定める区域において、飲食店営業その他の規則で定める営業（以下「飲食店営業等」という。）を行う者は、深夜（午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。）においては、カラオケ装置その他の規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該営業を行う場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。

(飲食店営業等の騒音に係る改善命令等)

第47条 市長は、飲食店営業等に係る深夜等（午後7時から翌日の午前6時までの間をいう。次条において同じ。）における騒音（客の出入りに伴う騒音を含む。以下この条において同じ。）が規制基準に適合しないことにより、当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 市長は、前条の規制に違反していることにより、当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該違反行為の停止、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

第48条 深夜等において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(屋外燃焼行為の禁止)

第49条 何人も、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他の燃焼の際著しくばい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他のばい煙又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。

(警告及び命令)

第50条 市長は、第45条の規定に違反して拡声機が使用され、又は前条の規定に違反して屋外における燃焼行為が行われていることにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第5章 環境審議会

(設置)

第51条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、我孫子市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、環境の保全に関して基本的事項を調査審議し、市長の諮問に応じてその実施について建議することができる。

(環境審議会の組織等)

第52条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者、利害関係人及び市民のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、我孫子市環境審議会運営規則で定める。

第6章 雑則

(苦情の相談)

第53条 市長は、公害苦情相談員を置き、公害に関する苦情について市民の相談に応じるものとする。

2 市長は、県その他の行政機関と協力して、公害に係る苦情の適切な処理に努めるものとする。

(改善等の要請)

第54条 市長は、この条例に定めのあるもののほか、事業者がばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭等を発生し、排出し、飛散させ、又は浸透させていることにより、人の健康若しくは生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

(報告の徴収)

第55条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる者に対し、ばい煙等の発生及び排出又は飛散の状況、ばい煙等の量等その他必要な事項に関し報告させることができる。

(立入検査)

第56条 市長は、この条例の施行に必要な限度において当該職員に、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる工場等に立ち入り、帳簿類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録)、ばい煙等を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(規則への委任)

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第58条 第38条第1項、第42条第1項、第2項若しくは第4項又は第47条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第59条 第34条第1項、第35条第1項若しくは第43条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第44条第2項若しくは第50条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第60条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- (2) 第32条第1項、第36条第1項、第37条第1項又は第40条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届け出をした者
- (3) 第39条第1項の規定に違反した者
- (4) 第55条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第56条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第61条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(我孫子市環境審議会条例の廃止)

2 我孫子市環境審議会条例（昭和47年条例第37号）は、廃止する。

(我孫子市公害防止条例の廃止)

3 我孫子市公害防止条例（昭和47年条例第40号）は、廃止する。

(経過措置)

4 前項の規定による廃止前の我孫子市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月23日条例第21号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月29日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

3. 庁内組織

環境基本計画推進委員会委員名簿

| 部名 | 職名 |
|-------|------------|
| 企画総務部 | 企画政策課長○ |
| 財政部 | 資産管理課長 |
| 市民生活部 | 市民協働推進課長 |
| 環境経済部 | 手賀沼課長◎ |
| 環境経済部 | クリーンセンター課長 |
| 環境経済部 | 商業観光課長 |
| 環境経済部 | 企業立地推進課長 |
| 環境経済部 | 農政課長 |
| 建設部 | 道路課長 |
| 都市部 | 都市計画課長○ |
| 都市部 | 建築住宅課長 |
| 都市部 | 公園緑地課長 |
| 教育総務部 | 指導課長 |
| 生涯学習部 | 文化・スポーツ課長 |
| 生涯学習部 | 鳥の博物館長 |

◎：委員長 ○：副委員長

4. 環境審議会関係

(1) 我孫子市環境審議会委員名簿

| 氏名 | 役職名等 | 任期 |
|------------|-----------------------------------|---------------------|
| イシイ 石井 | 我孫子市商工会 (利害関係人) | 令和2年1月27日～令和6年1月26日 |
| カナモリ 金森 | 国立環境研究所 脱炭素対策評 価研究室 (学識経験者) | 令和4年1月27日～令和6年1月26日 |
| カネコ 金子 | 公募委員 | 令和4年1月27日～令和6年1月26日 |
| カラサワ 柄澤 | 日本自然保護協会 自然観察指 導員 (学識経験者) | 令和2年1月27日～令和6年1月26日 |
| ササキ 佐々木 | 川村学園女子大学 (学識経験者) | 令和2年1月27日～令和6年1月26日 |
| サトウ 佐藤 | 中央学院大学 (学識経験者) | 令和4年1月27日～令和6年1月26日 |
| ヒラオカ 平岡 | 山階鳥類研究所 (学識経験者) | 令和2年1月27日～令和6年1月26日 |
| フルカワ 古川 | 公募委員 | 令和2年1月27日～令和4年1月26日 |
| マツダ 松田 | 公募委員 | 令和2年1月27日～令和4年1月26日 |
| ミヤカワ 宮川 | 元港区環境課長 (学識経験者) | 令和2年1月27日～令和6年1月26日 |
| ヤマダ 山田 | 公募委員 | 令和2年1月27日～令和4年1月26日 |
| ヤマダ 山田 | 我孫子青年会議所 (利害関係人) | 令和4年1月27日～令和6年1月26日 |
| ヤマダ 山田 | 公募委員 | 令和2年1月27日～令和4年1月26日 |
| ヤマダ 山田 | 元中央学院大学商学部教授 (学識経験者) | 令和2年1月27日～令和4年1月26日 |
| ヨシカワ 吉川 | NEC ファシリティーズ (利害関係人) | 令和2年1月27日～令和6年1月26日 |
| ヨシダ 吉田 | 電力中央研究所 (学識経験者) | 令和2年1月27日～令和6年1月26日 |

(2) 諮問

環 手 第 1 1 7 7 号
令 和 4 年 12 月 19 日

我孫子市環境審議会
会長 佐々木 唯 様

我孫子市長 星 野 順 一 郎

我孫子市第二次環境基本計画について（諮問）

本市における環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、我孫子市第二次環境基本計画を策定するにあたり、我孫子市環境条例第8条第3項の規定により、貴審議会に諮問します。

1 我孫子市第二次環境基本計画について

(3) 答申

令和5年2月20日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市環境審議会
会長 佐々木 唯

我孫子市第二次環境基本計画について（答申）

令和4年12月19日付け環手第1177号で諮問された我孫子市第二次環境基本計画（案）について、本審議会において慎重に審議した結果、妥当であると判断しましたので答申します。

なお、付帯意見を下記のとおりまとめましたので、計画の推進にあたって十分留意されるよう要望します。

記

1. 将来環境像「人と自然が共生する環境にやさしいまち 我・孫・子」の実現を目指し、本計画の趣旨を広く市民に周知し、市民、事業者、市が連携して、環境保全の取り組みを推進するよう努めること。
2. 本計画に掲げる施策の推進にあたっては、国や県の動向を注視し、環境をめぐる情勢の変化に柔軟に対応すること。さらに、市の関連計画や関係各課と連携を強化し、取り組みを推進すること。
3. 地球環境の保全を図るため、市域全体の温室効果ガス排出量の削減に努め、カーボンニュートラルを目指すこと。さらに、持続可能なまちづくりに積極的に取り組むこと。

5. ゼロカーボンシティ宣言

本市では、令和2（2022）年7月28日に「廃棄物と環境を考える協議会」の提案に対し、市として賛同する形で、宣言の表明をしました。

ゼロカーボンシティ宣言

～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

気候変動問題は世界規模での対応が求められており、地球上に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。我が国においても、近年は全国各地で集中豪雨や台風の巨大化等による自然災害が頻繁に発生し激甚化が顕在となっております。

こうした自然の猛威により、私たちの生命や財産の危機、さらに、自然環境や生態系への悪影響など人類の生存基盤を根本から揺るがす「気候危機」と言うべき極めて深刻な問題であります。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされております。また、この目標達成に向けては、小泉進次郎環境大臣より自治体での取り組みの重要性と広がりへの期待が表明され、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロへの参画が促されたところです。

廃棄物と環境を考える協議会は、関東甲地域の40団体（73市町村）と民間事業者2社で構成し、一般廃棄物の排出者、受入者、処分者の3者が協働して廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的とし、これまでに温室効果ガスの排出低減等、地球温暖化防止に大きく貢献してきたものと考えております。

協議会ではこの機会を捉えて、趣旨に賛同する各構成自治体が地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、その実現に向けた取り組みを推進してまいります。

令和2年7月28日

廃棄物と環境を考える協議会
会長 豊田 稔

6. 用語解説

【あ行】

アジェンダ 21（初出ページ：47）

21 世紀に向け持続可能な開発を実現するために各国および関係国際機関が実行すべき行動計画のこと。

我孫子遺産（初出ページ：9）

文化財に指定されている、いないにかかわらず市や地域の歴史・文化を語る上で「大切なもの」「価値があると思うもの」の呼称。

あびこエコ・プロジェクト（初出ページ：33）

「我孫子市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）と「環境保全のための我孫子市率先行動計画」を合わせ、さらに「市民・事業者への環境配慮指針」の普及を推進するための計画。

あびこエコ農産物（初出ページ：21）

我孫子市独自のエコ農産物の認証制度。認証基準は千葉県で定める「慣行栽培基準の化学合成農薬・化学肥料」の使用量の 20%以上を削減し栽培した農産物。

我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（初出ページ：25）

平成 15 年 12 月 25 日施行。通称埋立て条例。

我孫子市景観条例（初出ページ：41）

景観計画の策定及び景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市が協働する我孫子らしい景観形成の推進を図り、ゆとりとうるおいのある景観を次世代に継承することを目的とする条例。

我孫子市手賀沼流域関連公共下水道計画（初出ページ：56）

全体計画（市総合計画に定められた目標などに基づくもの。計画期間は 20～30 年間で適切に設定）、事業計画（全体計画のうち、5～7 年間で取り組むべき下水道計画。より実効性・精密性の高い計画）から構成される下水道計画。

我孫子のいろいろ八景（初出ページ：26）

市内の景観資源の発掘等を目的に魅力的な景観を募集し、8 つのテーマから計 64 景が選定された。現在はこの 64 景をめぐるイベントなどが定期的に行われている。

我孫子市文化財の保護に関する条例（初出ページ：41）

文化財保護法及び千葉県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化向上に資することを目的とし、市指定について定めたもの。

我孫子市文化財保存活用地域計画（初出ページ：41）

地域の文化財を継続的かつ計画的に保存・活用するための総合的な計画。

あびまっぴ（公開型 GIS）（初出ページ：57）

市が保有するさまざまな情報を、地図を利用してインターネット上に公開する地理情報システム（GIS：Geographic Information System）。

ウォームビズ（初出ページ：53）

秋冬の室温管理を省エネ目安温度の 20 度にし、暖かい服装で過ごすライフスタイルのこと。暖房に頼りすぎず、暖かく効率的に働く新しいビジネススタイルの意味も盛り込まれている。

雨水幹線（初出ページ：56）

下水道法施行令第五条の二第一号及び第二号に規定する国土交通省令で定める主要な管渠のこと。主要な管渠とは下水排除面積が二十ヘクタール（その構造の大部分が開渠のものにあっては十ヘクタール）以上の管渠のこと。

雨水排水施設（初出ページ：56）

雨水を処理するための施設。雨水管や調整池、ポンプ場などをいう。

雨水浸透ます（初出ページ：57）

住宅の雨どいから雨水を集める枡（ます）の底部に砂、砕石を敷き、地下に浸透させる雨水浸透設備のこと。

雨水貯留タンク（初出ページ：57）

雨水を一時貯留することにより雨水の流出を抑え、浸水の被害を軽減する効果のある施設。

エコトーン（初出ページ：36）

森林とため池・水田というような2つの異なった生物の生息空間と、それら2つの空間が移りゆく移行帯のこと。

SNS（初出ページ：29）

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

SSP シナリオ（初出ページ：46）

共有社会経済経路（Shared Socio-economic Pathways）。

将来の社会経済の発展の傾向を仮定し、さまざまな可能性・条件を考えた上で気候変動が進行した場合について 5 つのケースに分類したもの。2021 年に発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次報告書で示された。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（初出ページ：48）

工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講じ、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

Enjoy 手賀沼！（初出ページ：29）

一人一人が手賀沼との関わりを感じながら楽しく一日を過ごせるイベント。毎年 5 月第 2 日曜日に開催。

温室効果ガス（初出ページ：6）

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の 7 種類のガスが温室効果ガスとして定められている。

【か行】

カーボンニュートラル（初出ページ：6）

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

化学合成農薬（初出ページ：21）

化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させた農薬。

化学肥料（初出ページ：21）

化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させた肥料。

嘉納治五郎（初出ページ：26）

柔道の創始者。講道館を開き、柔道の普及に努めた。教育者としても知られ、東京高等師範学校（現筑波大学）の校長として、近代教育の確立に貢献した。我孫子に別荘を構えたことが、白樺派を呼び込む契機ともなった。我孫子では農園を開いたり、手賀沼保勝会の結成に深くかかわり、地元住人とともに環境保全運動と手賀沼を活かした町おこしにも尽力した。

環境基準（初出ページ：23）

環境基本法（第16条）により、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染および騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として規定されている。

環境年報（初出ページ：29）

我孫子市の環境についての諸情報を掲載した冊子。毎年発行。

環境保全型農業（初出ページ：21）

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

カンクン合意（初出ページ：47）

地球温暖化対策の国際的な枠組み。京都議定書を離脱したアメリカ、温室効果ガスの削減義務を負わない中国やインドなどの新興国にも排出削減を求めている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）（初出ページ：45）

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により設立された政府間組織で、現在195の国と地域が参加している。各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的としている。

気候変動適応法（初出ページ：48）

地球温暖化、その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応を推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律。

気候変動適応計画（初出ページ：48）

地球温暖化その他の気候変動に対処し、緩和策（温室効果ガスの排出削減等対策）に全力で取り組むことはもちろんのこと、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減を図る適応策に一丸となって取り組むことが重要であることから、気候変動対策を着実に推進していくためのもの。

気候変動枠組条約（初出ページ：47）

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約。

北千葉導水事業（初出ページ：23）

坂川、手賀沼流域の洪水の軽減の他、水質浄化、都市用水の導水を目的とする多目的事業。

京都議定書（初出ページ：47）

先進国の排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定めた文書。温室効果ガス排出量を 1990 年比少なくとも 5%削減を目標としている。

クールシェアスポット（初出ページ：57）

公園や図書館等の公共施設など、地域で気軽に集まって涼むことのできる場所。

クールビス（初出ページ：53）

夏の室温管理を省エネ目安温度の 28 度にし、それに応じて軽装化するライフスタイルのこと。冷房に頼りすぎず、涼しく効率的に働く新しいビジネススタイルの意味も盛り込まれている。

グラスゴー気候合意（初出ページ：47）

世界の平均気温について、2100 年の気温の上昇を産業革命前に比べて 1.5 度以内に抑える努力を追求していくこととする取り決め。

景観法（初出ページ：41）

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする法律。

建築協定（初出ページ：37）

建築基準法に基づいて、土地所有者等の合意により一定の区域を定め、その区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる制度。

光化学オキシダント（初出ページ：25）

光化学反応によってつくられるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化性物質の総称。

光化学スモッグ（初出ページ：25）

紫外線の光化学反応によって生ずる大気中のオキシダントが、ある気象条件のもとで視程を減少させる状態。日差しの強く風の弱い日に発生しやすい。動植物に有害。

講道館（初出ページ：26）

嘉納治五郎が柔道を普及するために創立した道場。

高度処理型合併処理浄化槽（初出ページ：39）

微生物の働きを利用して家庭からの排水を高度にきれいにするもの。

性能や処理方式により、標準的な BOD20 mg/L 以下とするものの他、10 mg/L 以下、5 mg/L 以下とするものがあり、また、窒素やリンを除去できるタイプもある。

国連気候変動首脳会合（初出ページ：47）

世界各国の首脳が地球温暖化対策について話し合う国際連合の会議。

COP26（初出ページ：47）

国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議。2021 年 10 月 31 日～11 月 12 日にイギリス・グラスゴーで開催。

【さ行】

最終処分（初出ページ：35）

廃棄物の処理により発生した焼却灰、不燃物、污泥等を埋立等により処分すること。

再生可能エネルギー（初出ページ：3）

エネルギー供給構造高度化法では、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

里山（初出ページ：3）

集落周辺において従来、林産物栽培、堆肥、薪や木炭の生産等に利用されていた山林をい、今日的には広く農村、農用林、低い山の総称として使われている。

産業革命（初出ページ：44）

産業の技術的基礎が一変し、小さな手工業的な作業場に代わって、機械設備による大工場が成立し、これとともに社会構造が根本的に変化すること。産業革命を経て初めて近代資本主義経済が確立した。1760年代のイギリスに始まり、1830年代以降、欧州諸国に波及。

COD（化学的酸素要求量）（初出ページ：23）

閉鎖性水域の水の汚濁度を示す指標。水中の有機物等の汚濁物質が化学的に酸化されるときに消費される酸素量をいい、値が大きいほど有機物等が多量に含まれていることを示す。

思索（初出ページ：41）

物事のすじみちを立てて深く考え進むこと。

自治体排出量カルテ（初出ページ：18）

地方公共団体の排出量に関する情報を包括的に整理した資料。

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」の標準的手法に基づくCO₂排出量推計データや特定事業所の排出量データ等から、対策・施策の重点的分野を洗い出しするために必要な情報を地方公共団体ごとに取りまとめたもの。

指定物質（初出ページ：25）

悪臭防止法施行規則で定められた特定悪臭物質（22種）。

ジャパンバードフェスティバル（初出ページ：29）

「人と鳥の共存をめざして」をテーマとした日本最大級の鳥のイベント。略称：JBF（Japan Bird Festival）。毎年11月第1土曜日・日曜日に開催。

臭気指数（初出ページ：25）

人間の嗅覚を用いてにおいの程度を数値化したもの。

循環型社会（初出ページ：19）

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

白樺派（初出ページ：26）

日本近代文学の一派であり、学習院の同窓生を中心とした人脈で構成され、雑誌『白樺』に集った文学者・美術家の集団。人道主義・理想主義・個性尊重などを提唱。反自然主義の立場から、大正期文壇の中心的存在として活躍した。西洋美術に関心を示し、ロダンをはじめ後期印象派などを紹介するなど、日本近代文学史、美術史上に大きな影響を残したグループである。

3R（初出ページ：19）

3つの語の頭文字を取った言葉。

Reduce（リデュース）…ごみの発生量を減らす。

Reuse（リユース）…ごみになる前と同じ用途に再使用する。

Recycle（リサイクル）：新たにものを作るために再び資源として利用する。

生産緑地（初出ページ：37）

市街化区域内において公害の防止または災害の防止、農林業との調和した都市環境保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された農地のこと。

生物多様性（初出ページ：3）

生きものたちの豊かな個性とつながりを指す。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

ZEH（初出ページ：53）

ZEH（ゼロエネルギーハウス）。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

ZEB（初出ページ：54）

ZEB（ゼロエネルギービルディング）。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

ゼロカーボンシティ宣言（初出ページ：49）

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを目指す宣言。

【た行】

第5次エネルギー基本計画（初出ページ：48）

「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、日本のエネルギー政策の基本的な方向を示すもの。

脱炭素社会（初出ページ：48）

カーボンニュートラルを実現した社会のこと。

地球温暖化（初出ページ：2）

地球全体の気温が上昇する現象のこと。大気中のCO₂など熱を吸収する温室効果ガスが人間の経済活動などに伴い増加することに加えて、森林破壊などによりCO₂の吸収力が減少することなどが原因であるとされる。地球温暖化は異常気象や災害を引き起こすだけでなく、生態系や人の健康、農業などに大きな影響を与える。

地球温暖化対策計画（初出ページ：48）

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、温室効果ガス排出量抑制及び吸収量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等を記載したもの。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（初出ページ：4）

地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（初出ページ：83）

地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（初出ページ：49）

気候変動枠組条約の下の「京都議定書」に定められている温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、国、地方公共団体、事業者および国民の責務と役割を定める法律。

地球温暖化防止行動計画（初出ページ：48）

温暖化対策を計画的・総合的に推進していくための政府方針と今後取り組むべき対策の全体像を明確にしたもの。

地区計画（初出ページ：37）

都市計画法に基づき、建築物の形態や公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備し、保全するため定められる計画。

逐次供用（初出ページ：24）

下水環境を敷設するとともに、水洗便所への改造を行い、排水が可能になること。

地産地消（初出ページ：37）

地元で穫れた農産物などを地元で消費する地域内流通のこと。

窒素（初出ページ：23）

非金属元素の一。体積で空気の5分の4を占め、無色・無味・無臭の気体。一般に化学反応を起こし難いが、高温では多くの元素と直接化合して窒化物をつくる。また、硝石・硝酸などの化合物の成分となる。

ちばエコ農産物（初出ページ：21）

通常の半分以下の化学合成農薬と化学肥料で栽培された環境にやさしい農産物を「ちばエコ農産物」として県が認証したもの。

千葉県屋外広告物条例（初出ページ：41）

屋外広告物法に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする法律。

長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）（初出ページ：48）

エネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通し等を示すもの。

締約国会議（初出ページ：47）

気候変動枠組条約における最高意思決定機関のこと。全ての条約締約国が参加し、条約の実施に関するレビューや各種決定を行う。年に1回開催され、令和3（2021）年には第26回が開催された。

手賀沼ふれあい清掃（初出ページ：29）

手賀沼のさらなる水質浄化と沼の豊かな自然環境を守るため、市民団体等と協力して実施。毎年12月の第1日曜日に開催。

典型7公害（初出ページ：24）

平成5（1993）年に制定された「環境基本法（第2条）」によって定められている公害で、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」の総称。

電動車（初出ページ：32）

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）等を指す。

特定外来生物（初出ページ：20）

海外起源の外来種のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものなどで、外来生物法（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」）により野外に放すなどの行為が禁止された生物。（哺乳類）アライグマ・キョン、（爬虫類・両生類）カミツキガメ・ウシガエル、（魚類）ブルーギル・オオクチバス、（昆虫類）ヒアリ、（無脊椎動物）カワヒバリガイ・カワホトトギスガイ、（植物）アレチウリ・オオフサモなど。

土砂等の安全基準（初出ページ：25）

「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」別表第1に定められている項目及び基準。

トリクロロエチレン（初出ページ：25）

クロロホルムに似た臭気をもつ無色の液体。不燃性で有毒。溶剤・脱脂剤・消火剤・ドライクリーニングなどに用いる。

【な行】

二酸化炭素排出係数（初出ページ：53）

電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出される、キログラムで表した二酸化炭素の量。

熱中症警戒アラート（初出ページ：57）

熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報。暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表される。

【は行】

ハザードマップ（初出ページ：18）

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図（出典：国土地理院ホームページ）。

パリ協定（初出ページ：2）

気候変動問題に関する国際的な枠組みで、「京都議定書」の後継となるもの。

BOD（生物化学的酸素要求量）（初出ページ：23）

河川水や排出水、下水等の汚濁を示す指標。水中の有機物質が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素のことをいい、値が大きいほど水中の汚濁物質が多く、水質が汚れていることを示す。

ヒートアイランド現象（初出ページ：57）

都市部の気温がその周辺の郊外部と比べて高くなる現象。都市部には人口が集中しており、排熱源が多く、コンクリートやアスファルトを使った建物や道路が増える一方、緑が減少しているため発生する。気温分布を描いたとき、等温線が都市部を中心にして閉じ、周辺から浮いた島のように見えることからこう呼ばれる。熱中症など健康への被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化が懸念される。

ビオトープ（初出ページ：28）

生物を意味する”Bio”と場所を意味する”Tope”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。

V2H（初出ページ：54）

電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）への充電、並びにEV・PHVから施設へ放電（給電）ができる装置。

複合臭（初出ページ：25）

ある発生源から規制基準値を下回る悪臭物質が多種排出され、これらが相加・相乗されるなどして人の嗅覚に強く感じられること（中央環境審議会答申 平成7年3月3日）。

古利根水辺清掃（初出ページ：29）

毎年11月に募集したボランティアの方々と協力して実施。

文化財（初出ページ：7）

文化活動の客観的所産としての諸事象または諸事物で文化価値を有するもの。文化財保護法の対象としては、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6種がある。

文化財保護法（初出ページ：41）

文化財を保存し、その活用を図って国民の文化的向上に資する目的の法律。

放射性物質モニタリング調査（初出ページ：25）

平成23年の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電事故により拡散した放射性物質について、土壌や水域の状況を定期的に調査すること。

放射線量（初出ページ：25）

物質に照射された放射線の生物学的または化学的効果を定量的に表すための放射線の量。

保存樹木（初出ページ：37）

都市における美観風致の維持を図るために保存が必要な、大木や古木、銘木で、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定される樹木。

保存緑地（初出ページ：37）

都市の美観風致を維持するために必要な、500 m²を超える樹林地で、「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき指定される緑地。

【ま行】

緑のカーテン（初出ページ：28）

アサガオやヘチマなどのつる性の植物で建物の窓や壁をおおい、強い夏の日差しを和らげるなど、さまざまな効果が期待できる「地球に優しい自然のカーテン」。

【や行】

屋敷林（初出ページ：22）

宅地のまわりに植えられた樹林。冬の季節風や火災などから家屋を守る効果がある。

有機塩素化合物（初出ページ：23）

塩素を含む有機化合物の総称。多くの有機塩素化合物は、主に農薬や溶剤、顔料、合成原料等として用いるために人工的に合成されている。

有機農業（初出ページ：21）

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

要請限度（初出ページ：24）

「騒音規制法」及び「振動規制法」により定められた道路交通騒音・振動の限度。要請限度を超えることにより、周辺環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対して、騒音振動防止のための舗装・維持または修繕などの措置をとるよう要請したり、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請することができる。

【ら行】

緑化協議（初出ページ：37）

「我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、規則で定める開発行為等について行う協議。

リン（初出ページ：23）

窒素族元素の一。単体として天然に産することなく、リン酸カルシウム等になって鉱物界に存在し、また、動植物の体内にも含まれている。常温では徐々に酸化されて暗所で青白色の微光を放ち、50 度に至れば発火する。主な用途はマッチ・殺鼠剤・燐化合物の製造など。

7. あびこeモニターアンケート「環境に関する意識について」

第4回 あびこeモニターアンケート 「環境に関する意識について」集計結果

| | |
|----------|-------------------------------|
| アンケート送信日 | 令和2年12月1日（火） |
| 実施期間 | 令和2年12月1日（火）から令和2年12月14日（月）まで |
| 登録者数 | 284名 |
| 回答者数 | 214名 |
| 回答率 | 75.35% |

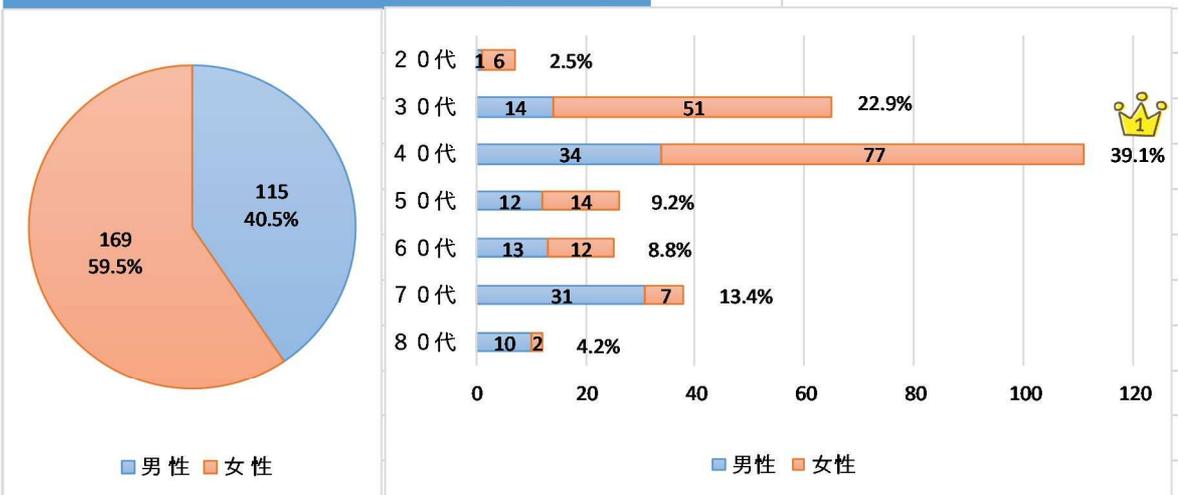
<担当課> 手賀沼課

<実施の目的>

令和4年度の第二次我孫子市環境基本計画の策定に向け、市民の皆様が我孫子市の環境についてどのように感じているのかご意見を伺い、環境施策等の検討に活用させていただくため、アンケートを実施します。

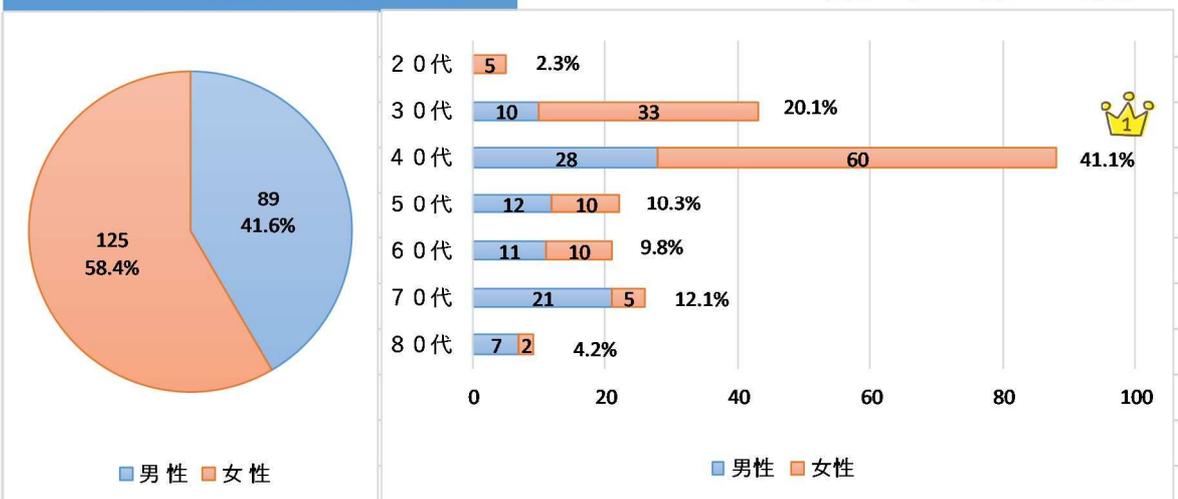
<あびこeモニターアンケート登録者の内訳> (人)

令和2年12月15日現在



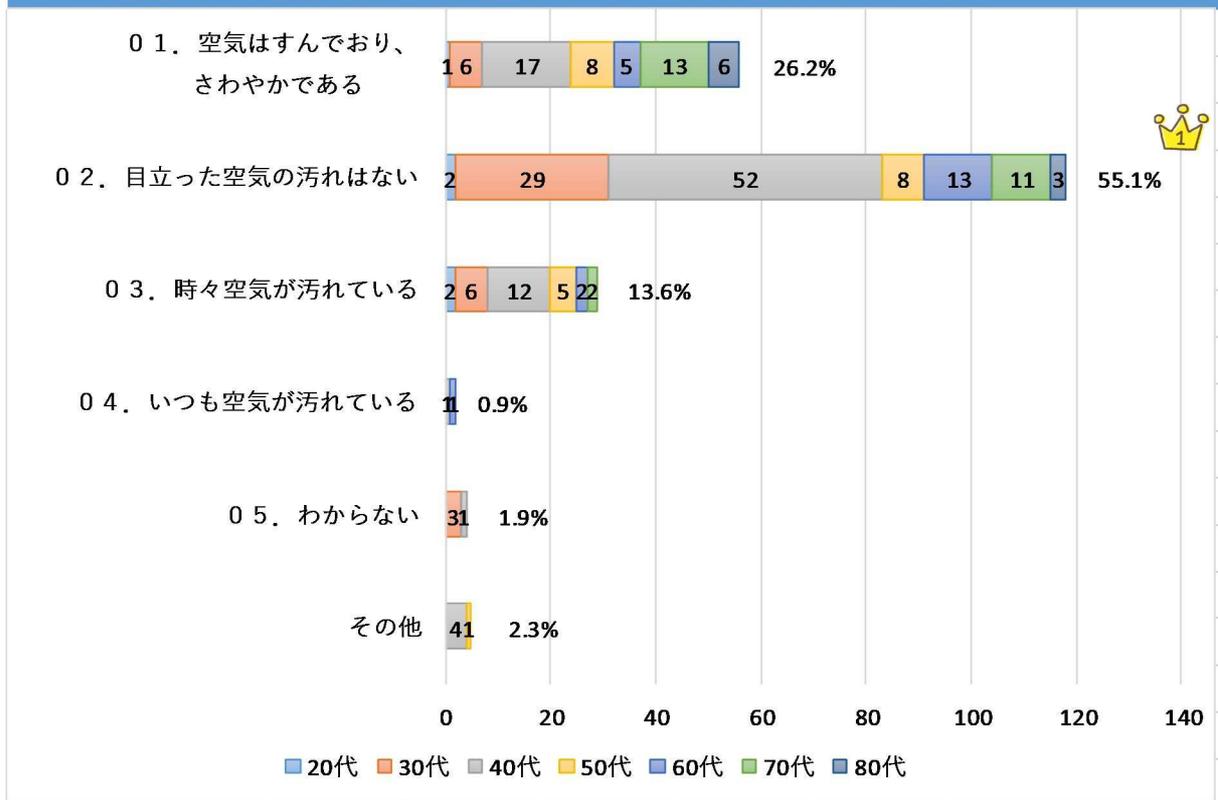
<アンケート回答者の内訳> (人)

令和2年12月15日現在



※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。（次ページ以降も同じ。）

問1 お住まい周辺の空気のきれいさについて、どのように感じていますか。



※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。(次ページ以降も同じ。)

【その他回答】

・交差点付近の焼き鳥屋について、毎日ではないけど、営業日に凄い煙が出てきます。店として煙出すのはしょうがないけど、そもそも、こんなところにこのような店を作っているのかわく疑問に思っています。市からの許可とかはいりませんか？店の場所や換気設備のガイドラインはありませんか。

・日常で特に空気が汚れているとはあまり感じていないが、車を洗ってもすぐ汚れるので、黄砂とか飛んでいるのかな？と思った。

・幹線道路の近くではない限りは空気は良い方だと思います。ただ311以降放射性物質の降下定着があったので、野焼きや強風のとき不安を感じます。

・夏場は野焼きが多く、夜窓を開けて眠れないことが多い。昼間に野焼きをしていたので、広報を見てクリーンセンターに相談の電話をいれてみたら、各所をたらい回しにされるだけで、対応できる感じになっていなかった。

・普段は目立った空気の汚れを感じることはありません。むしろ朝方などは、すんだ空気がさわやかです。ただ、春から初夏にかけてまれに(砂埃のような?)空気が濁っているように感じることはあります。(花粉症というわけではありません)

<コメント>

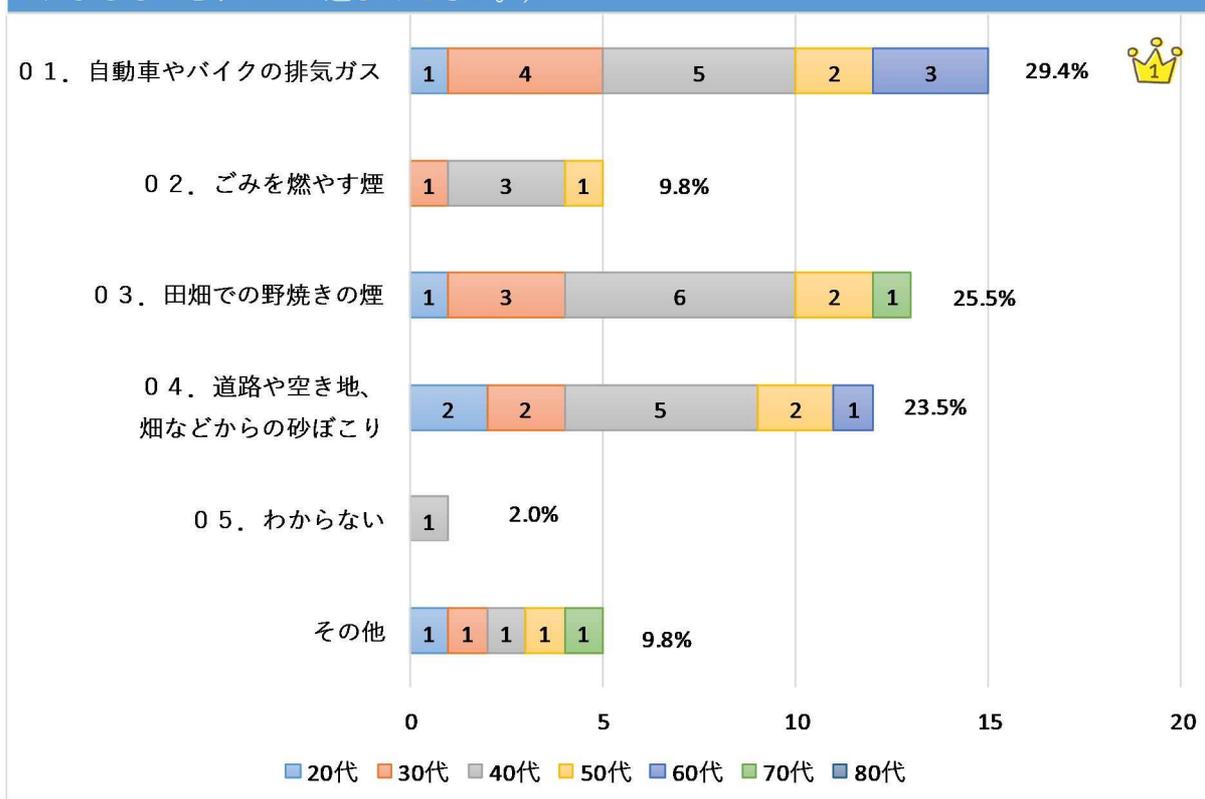
26.2%の方が「空気はすんでおり、さわやかである」、55.1%の方が「目立った空気の汚れはない」を選択しており、合わせて約8割の方は空気のきれいさに関してほぼ満足されているようです。こちらの設問は、平成11年2月に実施した環境問題に関するアンケート調査と同内容であり、調査人数や回答いただいた年代の割合も大きく異なるため一概に比較できませんが、前は12.4%の方が空気はすんでいる、45.6%の方が目立った空気の汚れはない、32.4%の方が時々空気が汚れている、7.3%の方がいつも空気が汚れている、と回答していたことから、空気の汚れを感じている方の割合は低くなっていると言えそうです。

なお、野焼きについての相談窓口は、基本的にはクリーンセンターとなりますが、工場・事業場で焼却炉を使用している場合は手賀沼課、農家が行っている場合は農政課が相談窓口となります。

黄砂については、全国的には3～5月に多く見られますが、近年、関東地方では観測されない年が多くなっています。 気象庁 黄砂のデータ集のページ：

https://www.data.jma.go.jp/gmd/env/kosahp/kosa_data_index.html

問2 問1で0 3又は0 4を選択された方にお伺いします。その原因や理由は何ですか。（あてはまるものをすべてお選びください。）



※複数選択のため、当該選択肢を選んだ方を問1で0 3又は0 4を選択した方で割った数値となっております。

【その他回答】

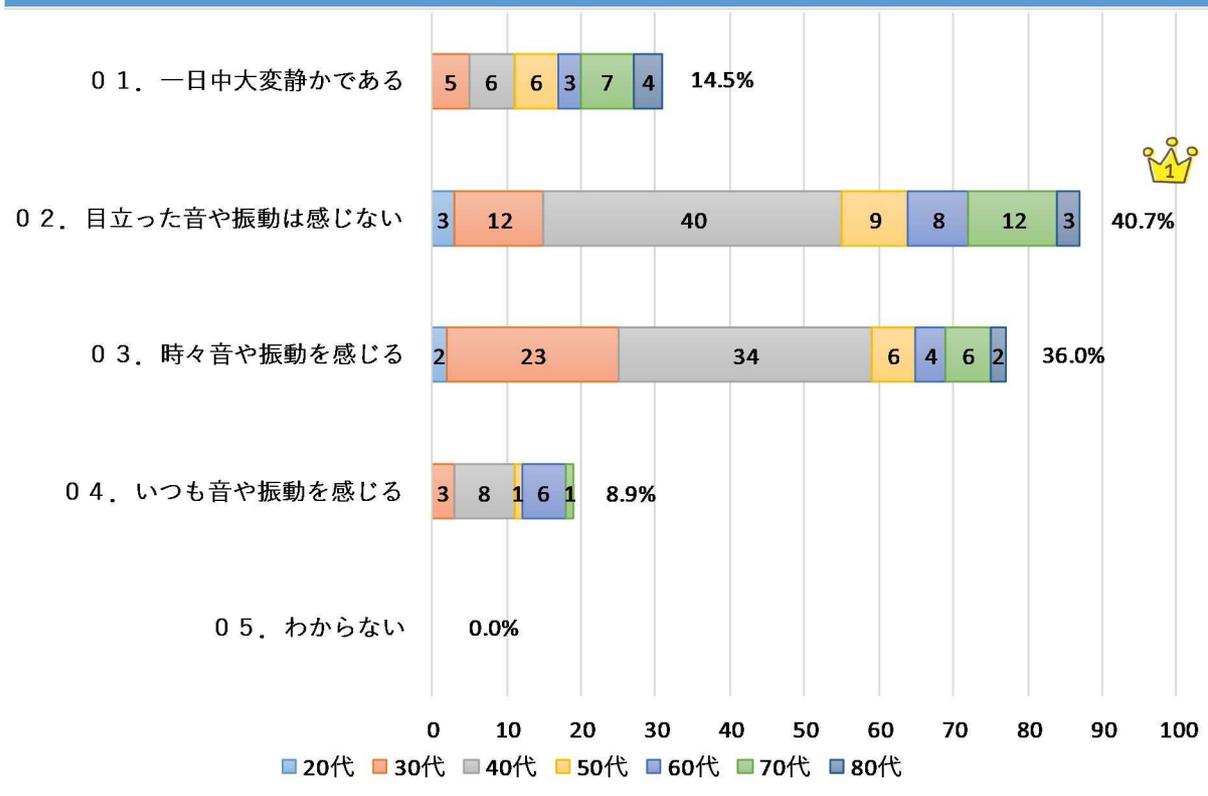
- ・常磐線の線路の側なので、電車が通る度に土や埃が撒き散らされるから。
- ・公園の砂ぼこりもある。芝生などで緑地化できないだろうか。
- ・タバコ
- ・地区的に広い庭の家や昔から住んでいるお年寄りが多いせいか、庭での野焼きをしている家が何軒かある。早朝や土日などが多く、困っている。洗濯物に臭いや灰が付くのでクリーンセンターに対応をお願いしても野焼きをする人は全く聞き入れず、クリーンセンター担当者もお手上げ状態。クリーンセンター担当者は次に野焼きを発見したら消防や警察に直接通報してほしいと言っていた。逆恨みも怖いので個人での通報は気が引けてしまう。我孫子市としてしっかりと指導や罰則など対応してほしい。
- ・灯油販売の倉庫あり

<コメント>

空気が汚れていると感じる要因として、「自動車やバイクの排気ガス」を挙げられている方が29.4%と、最も多くなっています。排ガス規制が年々強化されているとはいえ、排出ガスのさらなる低減が必要であることがうかがえます。次いで「田畑での野焼きの煙」「道路や空き地、畑などからの砂ぼこり」を挙げられる方が多くなっています。

野焼きは廃棄物処理法で禁止されており、違反すると5年以下の懲役・1000万円以下の罰金、または両方が科せられますが、農業でやむを得ず行われる場合など、例外として認められている場合があります。

問3 お住まい周辺の静けさについて、どのように感じていますか。



※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。(次ページ以降も同じ。)

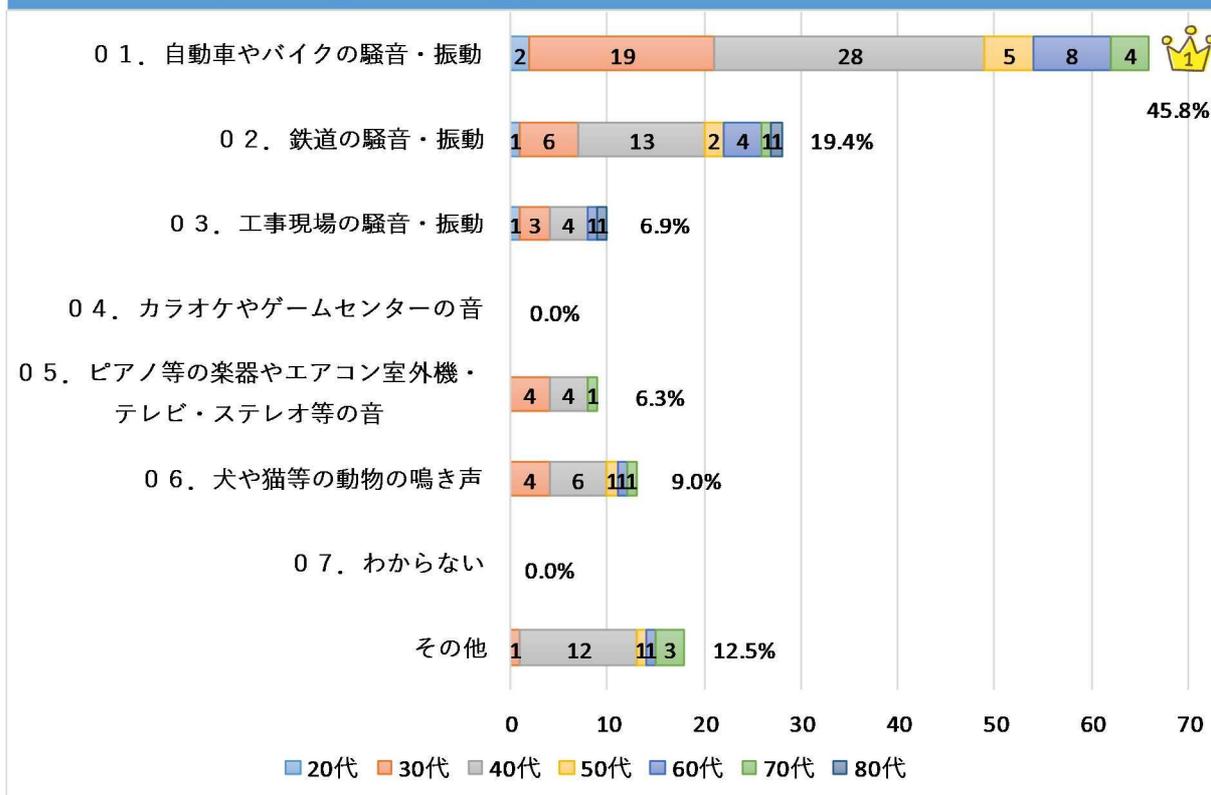
<コメント>

「一日中大変静か」「目立った音や振動は感じない」を選択された方が合わせて55.2%という結果でした。「時々音や振動を感じる」を選択された方は36%でしたが、この選択肢の中には、時々だけれども騒音・振動が大きなストレスとなっている方、時々だから許容できる範囲と思っている方の双方が含まれると考えられます。「いつも音や振動を感じる」を選択された方は、お住まい周辺の音や振動について、大きなストレスを抱えている状況がうかがえます。なお、平成11年2月のアンケートでは、「一日中大変静か」13.1%、「目立った音や振動は感じない」21.6%、「時々音や振動を感じる」50%、「いつも音や振動を感じる」14.9%でした。

市では、環境騒音、道路交通騒音・振動などの調査を行い、結果を環境年報で公表しています。

http://www.city.abiko.chiba.jp/anshin/kankyo_kougai/kankyonenpo/kannkyounenpo2020.files/souonnoyobisinndou.pdf

問4 問3で03又は04を選択された方にお伺いします。その原因や理由は何ですか。（あてはまるものをすべてお選びください。）



※複数選択のため、当該選択肢を選んだ方を問3で03又は04を選択した方で割った数値となっております。

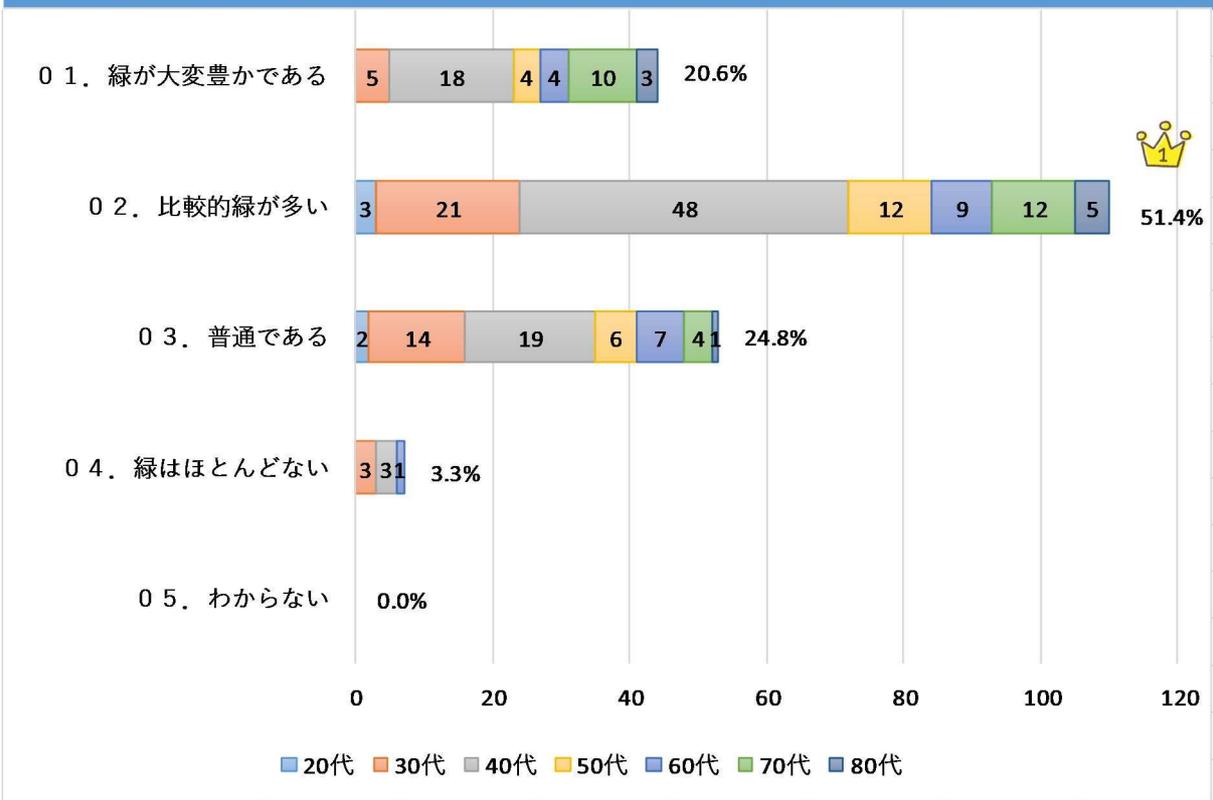
【その他回答】

- ・自衛隊の航空機（同様の意見多数あり）
- ・バイクの騒音（同様の意見複数あり）
- ・公園で遊ぶ人などの騒音（同様の意見複数あり）
- ・道路工事や新築住宅の工事の騒音（同様の意見複数あり）
- ・救急車や消防車のサイレン、エコキュートのような機械が真夜中に蓄電する音。
- ・上階の住人の生活音
- ・ゴミ収集車
- ・夜遊びしている不健全な未成年の騒ぐ声、深夜から早朝にかけてどこからか聞こえてくる家族喧嘩か何かの怒声
- ・薪ストーブの薪を切る電動のこぎりの音
- ・我孫子2丁目付近で356が一周している箇所です。トラック等の大型車両が通過する際にガタンと大きな音が聞こえます。

<コメント>

問2と同様、自動車・バイクに起因する騒音・振動を要因に挙げられる方が多くなっています。平成11年2月のアンケートでは、自動車やバイクとの回答が84.2%、次いで犬や猫等の鳴き声25.6%でした。一般住宅からの近隣騒音については、公害関係法令による規制の対象になっていませんので、当事者間の話し合いを基本に、個々の事例に応じて相談や指導を行ったり、他機関をご案内したりしています。

問5 お住まい周辺にある緑の豊かさについて、どのように感じていますか。



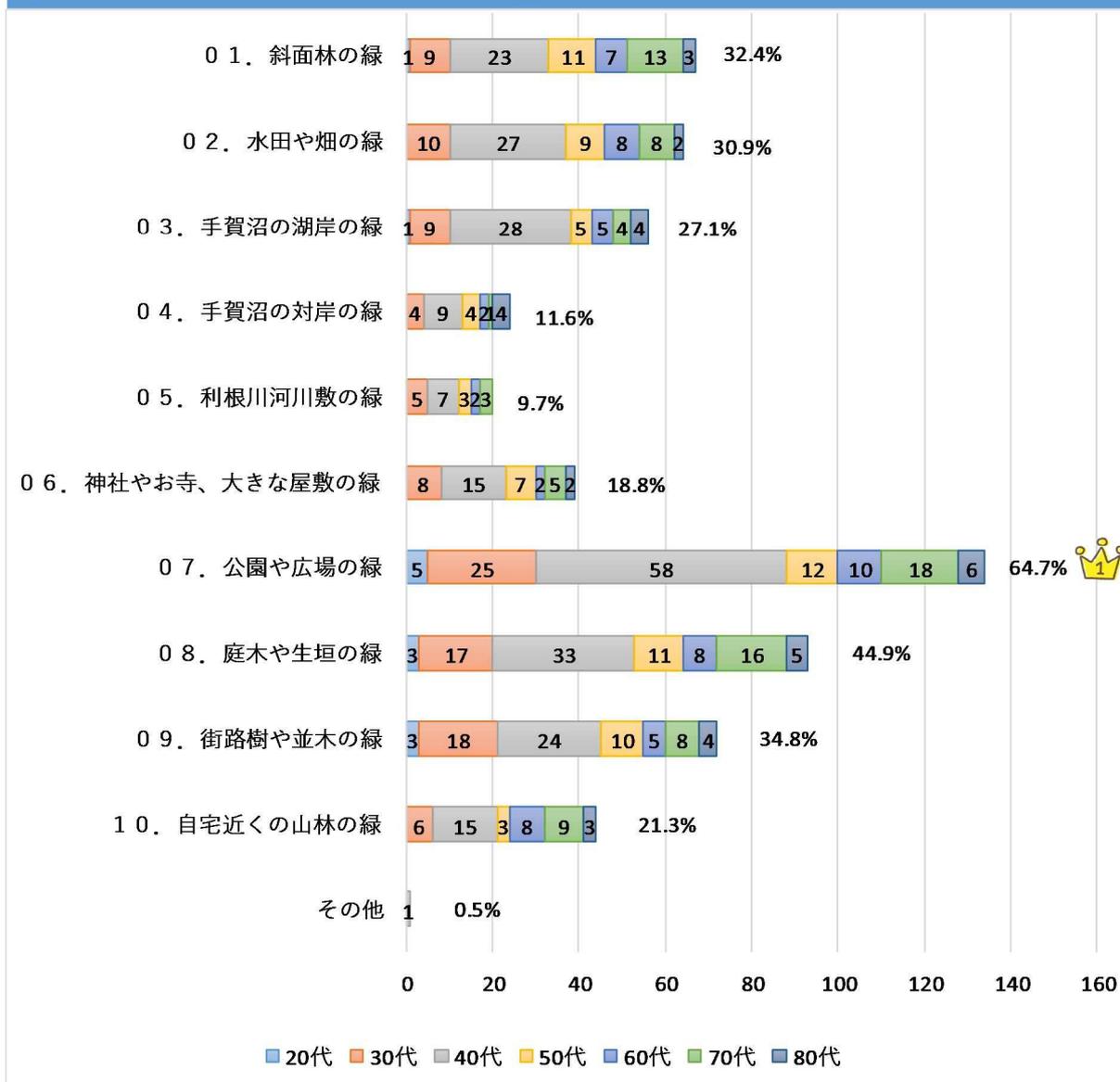
※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。(次ページ以降も同じ。)

<コメント>

「緑が大変豊かである」「比較的緑が多い」合わせて72%の方が、緑が多いと感じているという結果でした。緑は、ヒートアイランドの緩和、生物の生息空間となるだけでなく、人々の暮らしに潤いと安らぎを与え、自然に親しむ場となります。緑を守り育てることは、環境の保全・再生につながります。

市の緑（土地利用上の緑地等）が市域に占める割合は56.6%と、半分以上を占めていますが、市街化区域に関しては10.9%にとどまっています。

問6 問5で01、02、03を選択された方にお伺いします。それはどのような緑ですか。
(あてはまるものをすべてお選びください。)



※複数選択のため、当該選択肢を選んだ方を問5で01～03を選択した方で割った数値となっております。

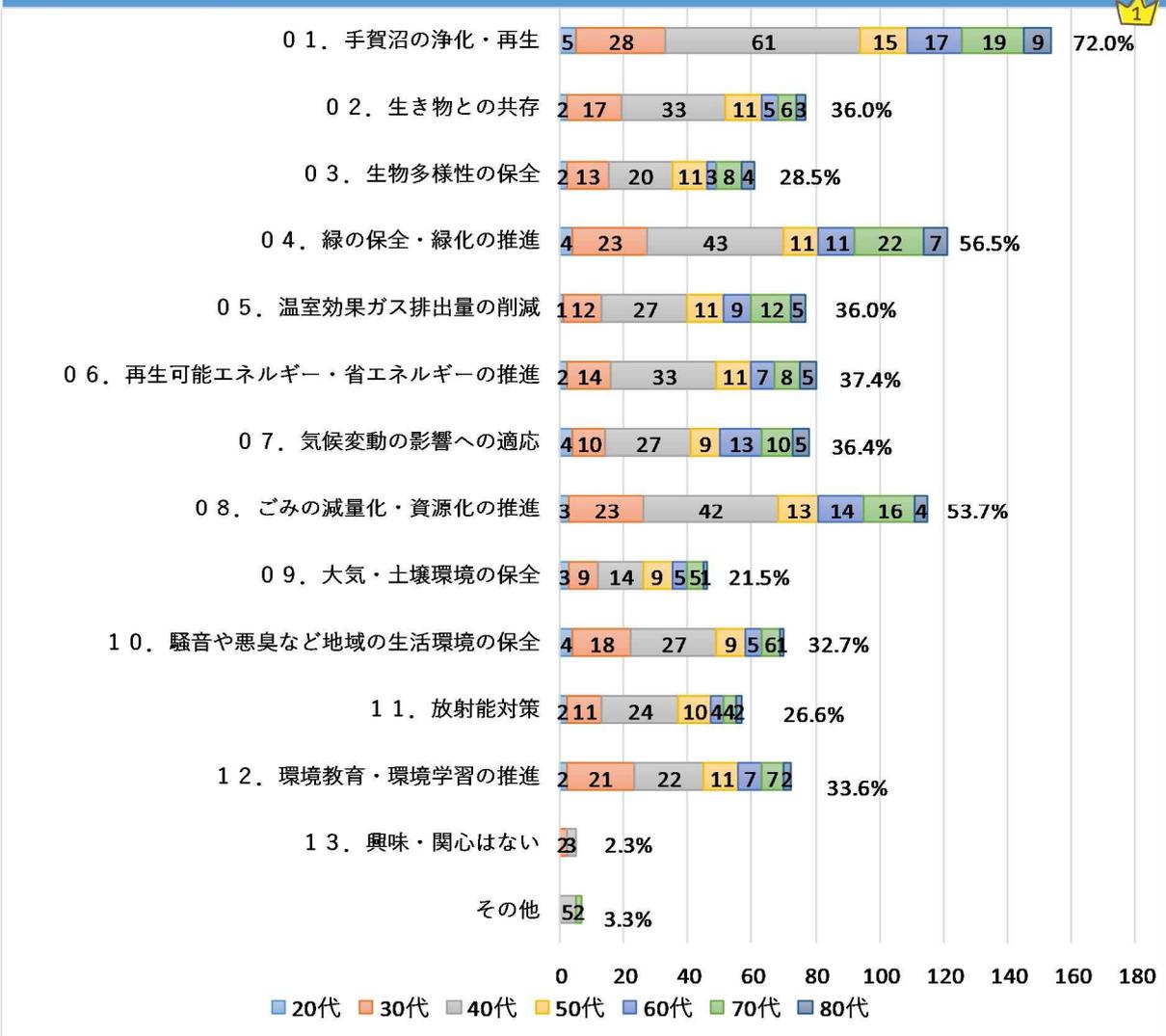
【その他回答】

・集合住宅敷地内の緑地

<コメント>

「公園や広場の緑」を挙げる方がもっとも多く、64.7%という結果でした。公園が自然を感じられる場所として貴重な存在であることを確認できました。特に、20～40代の若い世代の方が「公園や広場の緑」を挙げられる傾向があるようです。また、「庭木や生垣の緑」「街路樹や並木の緑」など、住宅地ならではの緑を挙げられた方も多くなっています。今後も、豊かな自然環境や身近な自然など、多様な緑を守り育てる取組みを推進していきます。

問7 環境について、どのようなことに興味・関心がありますか。（あてはまるものをすべてお選びください。）



※複数選択のため、パーセントは当該選択肢を選んだ方を回答者の中で割った数値となっております。

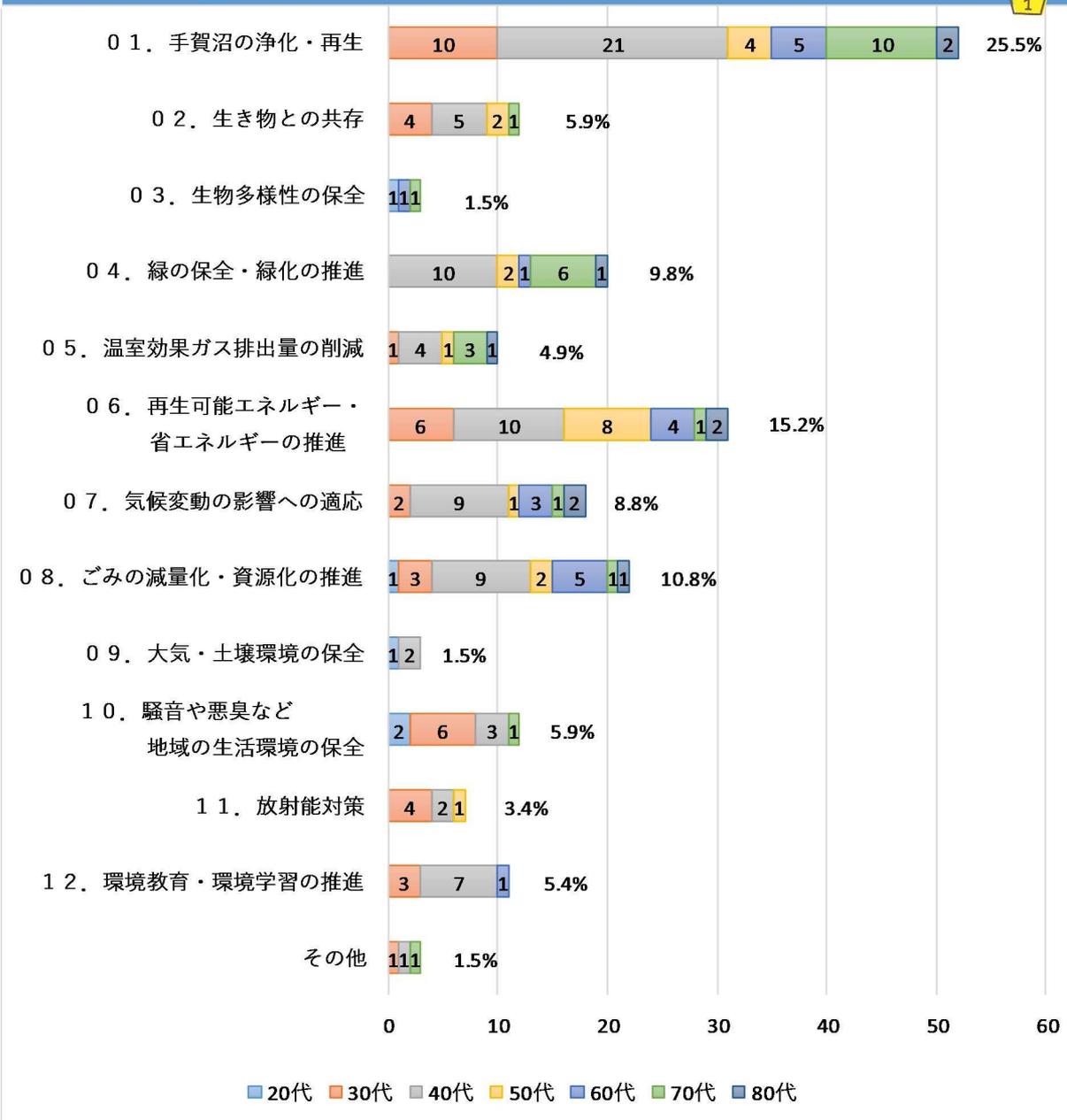
【その他回答】

- ・環境を選ぶ生活を選ぶと衛生面がおろそかになるという。難しい問題に思う。
- ・温室効果ガス・放射能の影響は根拠が無いので、無駄な予算を使うべきで無い。
- ・買い物ができる場所が少ないので、将来に向けて改善して行って欲しい。車がないと生活に不
- ・緑以外の景観などなどの条例や基づく都市計画
- ・カラスが多い
- ・地域の人間関係が薄い。コロナの影響でイベントが軒並み中止になったので、動きが取れない
- ・ハクビシン等有害動物が、空き家に住み着いているので、駆除して欲しい。又、庭にする猫の糞害に大変困っている。猫接近拒否出来る薬剤配布をお願いしたい。

<コメント>

「手賀沼の浄化・再生」を選択された方が72%と最も多くなっています。次いで、「緑の保全・緑化の推進」「ごみの減量化・資源化の推進」を選択された方が多く、身近な環境問題について興味・関心を持たれている方が多いようです。

問8 問7で複数選択した方にお伺いします。選択した中で、最も興味・関心があるのはどのようなことですか。



※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。(次ページ以降も同じ。)

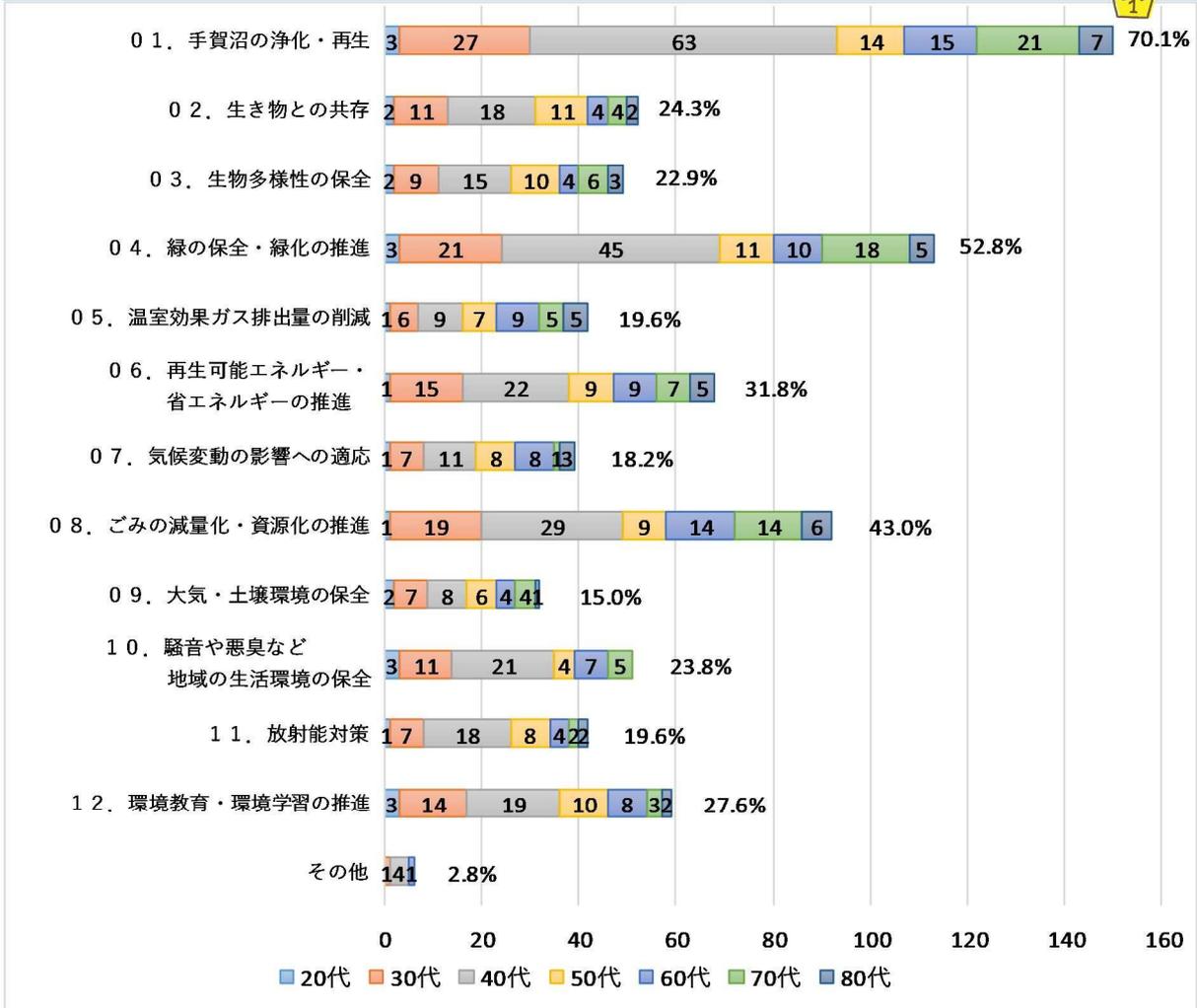
【その他回答】

・興味や関心なし

<コメント>

問7と同様、「手賀沼の浄化・再生」を選択された方が最も多くなっています。「再生可能エネルギー・省エネルギーの推進」を選択された方は、問7の複数選択では4番目でしたが、最も興味・関心があることとしては2番目に多くなっており、問7で多かった「緑の保全・緑化の推進」「ごみの減量化・資源化の推進」を抜いて逆転しています。

問9 環境に関して、我孫子市はどのような施策に力を入れるべきだと思いますか。（あてはまるものをすべてお選びください。）



※複数選択のため、パーセントは当該選択肢を選んだ方を回答者の中で割った数値となっております。

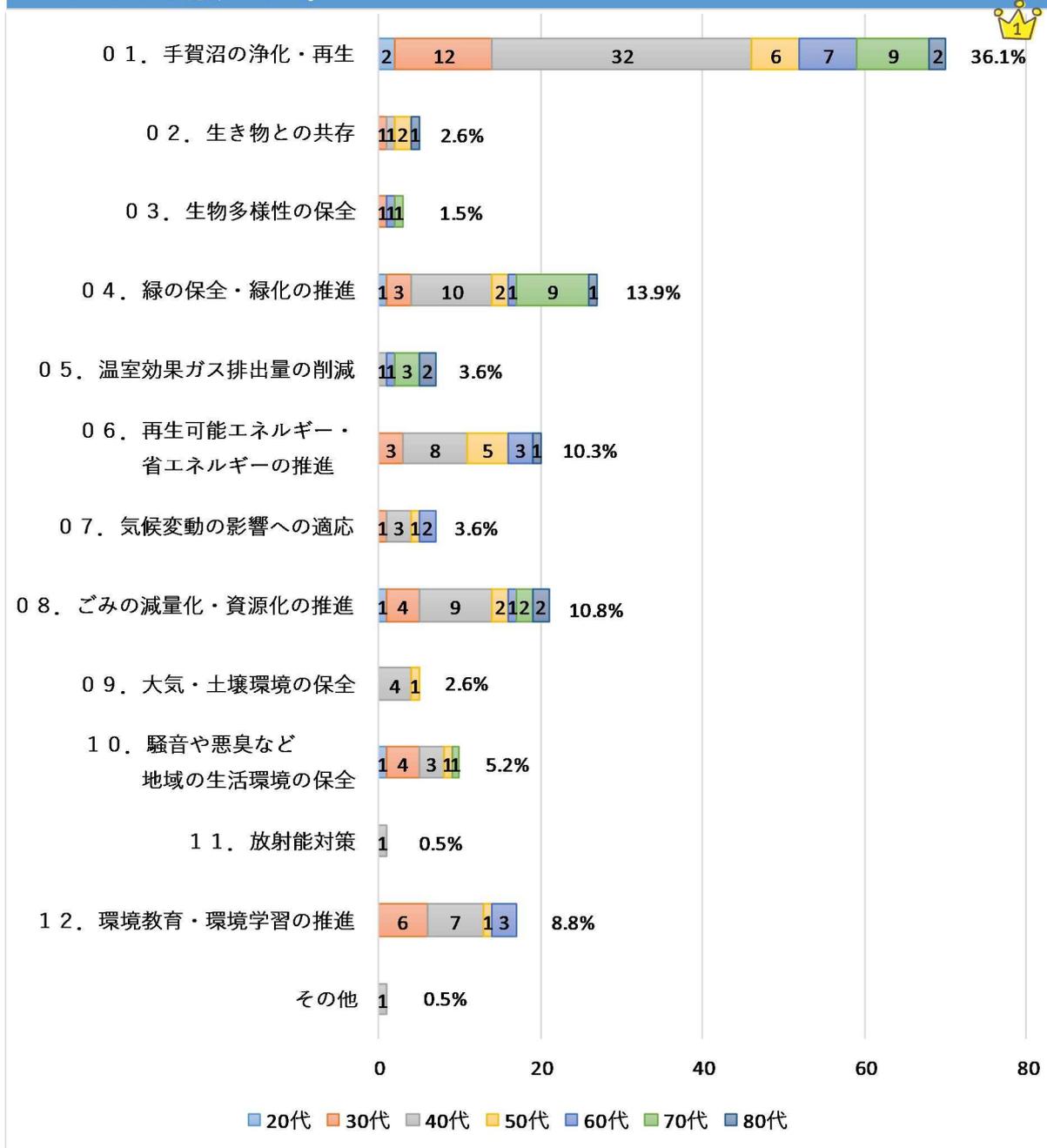
【その他回答】

- ・温暖化で畑の野菜に虫が多くつくような現象を見ると無農薬は無理。農薬は、生き物にも影響がある。環境問題は難しい。
- ・船戸の森、谷津など、素晴らしい自然があるので、これからも保全して欲しい。
- ・プラスチックやPETごみの焼却、浄水場汚泥の焼却、発生するメタンガスの回収、焼却熱や焼却灰の活用に力を入れた方が良い。
- ・緑以外の景観などなどの条例や基づく都市計画
- ・高齢化に伴う人口減少、若い世代へのよい町アピール。湖北駅周辺の活性化。
- ・原発はどういう手段をとっても事故の可能性を無くせないことの啓発

<コメント>

問7, 8同様、市の施策としても「手賀沼の浄化・再生」に力を入れるべき、という結果になりました。2番目から3番目も問7と同様「緑の保全・緑化の推進」「ごみの減量化・資源化の推進」「再生可能エネルギー・省エネルギーの推進」の順で、興味・関心がある項目と、市として力を入れるべき施策が重なるという結果でした。

問10 問9で複数選択した方にお伺いします。選択した中で、最も力を入れるべきだと思うのはどのような施策ですか。



※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。(次ページ以降も同じ。)

【その他回答】

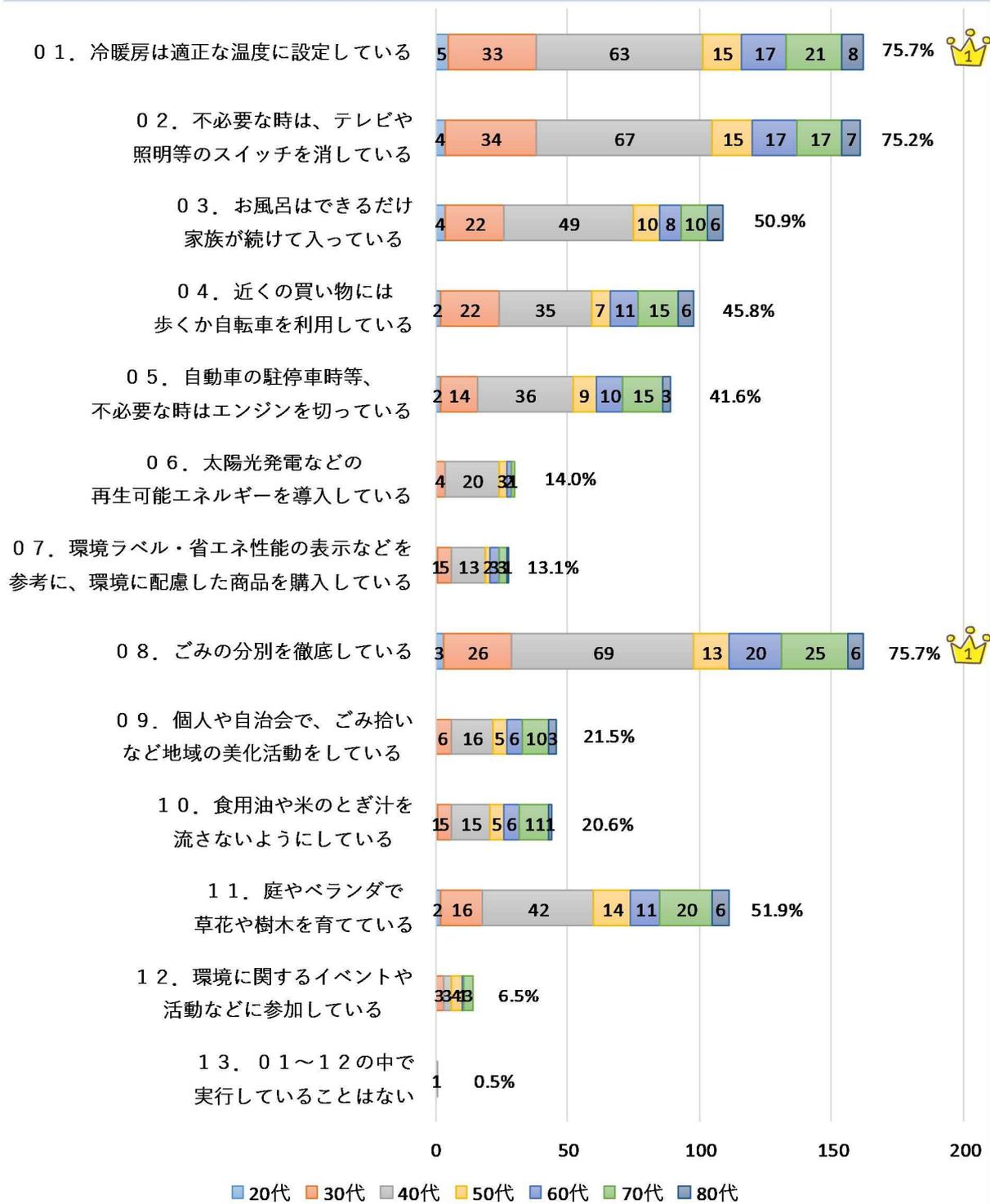
・緑以外の景観などなどの条例や基づく都市計画

<コメント>

問7, 8, 9と同様、最も力を入れるべき施策として「手賀沼の浄化・再生」を選択された方が最も多くなっています。続く内容も、問9と同様の順番となりました。

市としても、心を豊かにする水辺空間での癒しや賑わいの創出は、重要な施策として位置付けています。今後も、県や流域市と共に、手賀沼の水環境の保全を図り、手賀沼の浄化・再生に向けた環境学習や啓発事業に取り組んでいきます。

問 1 1 環境に配慮した取組みについて、選択肢の中に実行していることはありますか。いつもではないが時々実行していることも含めます。（あてはまるものをすべてお選びください）



※複数選択のため、パーセントは当該選択肢を選んだ方を回答者の中で割った数値となっております。

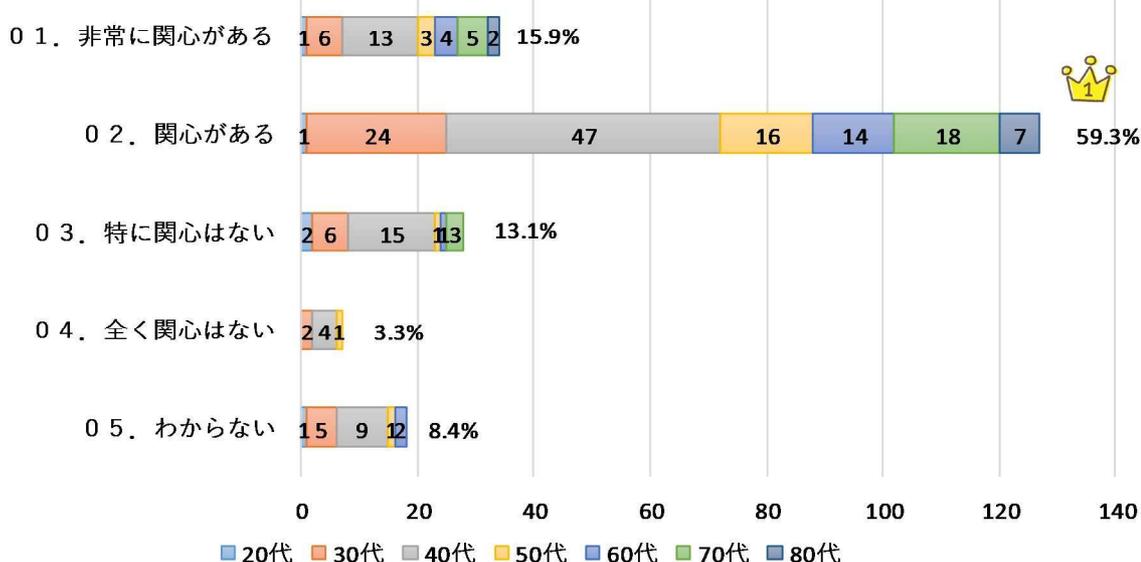
<コメント>

「冷暖房は適正な温度に設定している」「ごみの分別を徹底している」「不必要な時は、テレビや照明等のスイッチを消している」を選択された方が3/4以上と高い割合になっています。

「お風呂はできるだけ家族が続けて入っている」「庭やベランダで草花や樹木を育てている」を選択された方も半数、「近くの買い物には歩くか自転車を利用している」「自動車の駐停車時等、不必要な時はエンジンを切っている」も4割を超えています。

市では、今後も、ホームページや広報、緑のカーテンコンテストの実施などを通して、市民のみなさんが取り組める環境に配慮した行動の啓発を図っていきます。また、住宅への太陽光発電システムやエネファーム、蓄電池などの導入に対する助成制度について、積極的にお知らせしていきます。

問 1 2 今年10月、首相の所信表明演説において、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする方針が示されましたが、これに先立ち、市は、7月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。令和5年度からスタートする環境基本計画では、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組み等を盛り込んでいく予定です。このことについてどの程度関心をお持ちですか。
※ゼロカーボンシティ：2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを旨とする地方自治体



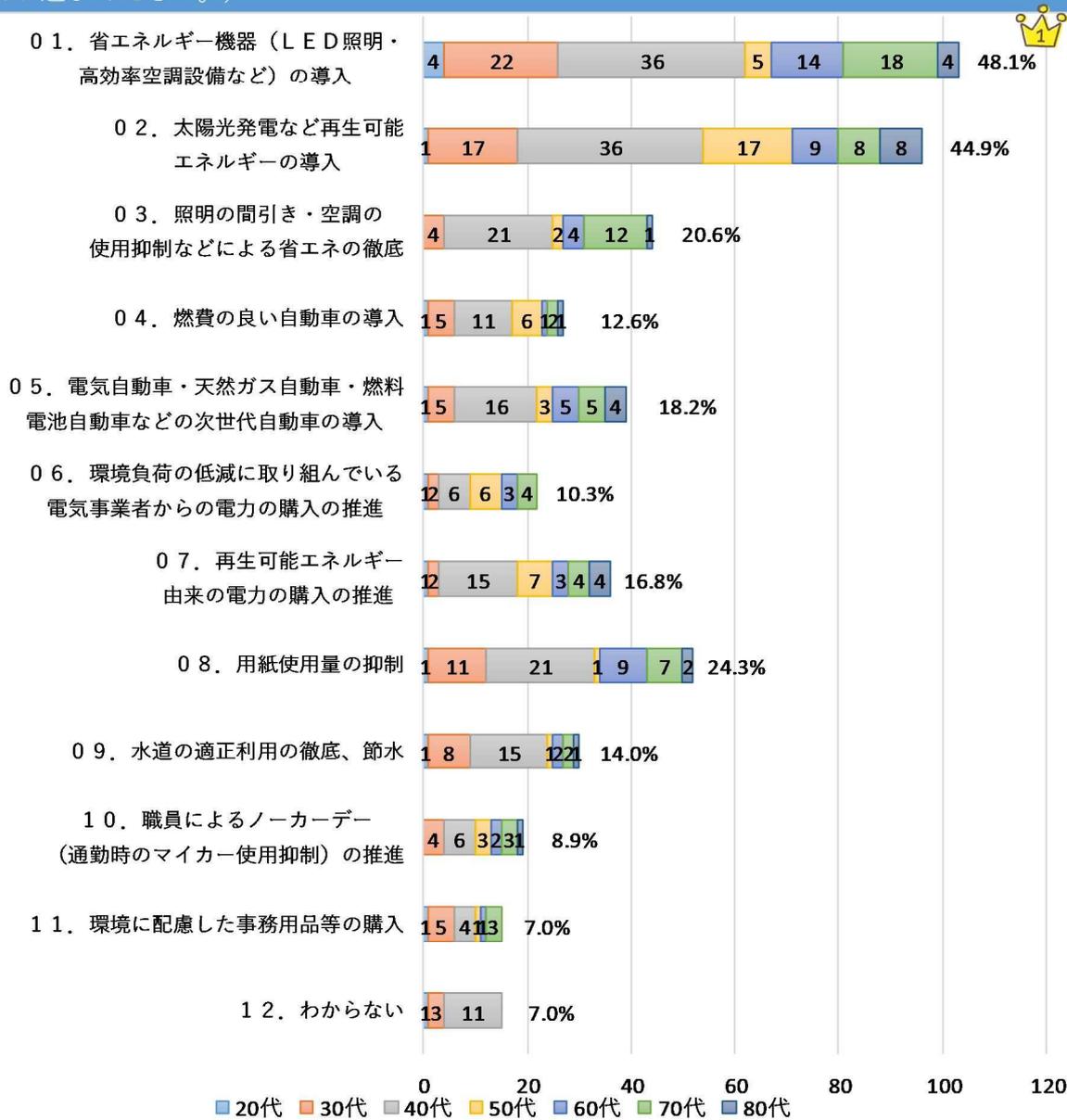
※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合があります。(次ページ以降も同じ。)

<コメント>

ゼロカーボンシティについて、約3/4の方が興味がある、と回答されています。関心がない、わからない、と答えられた方もあわせて24.8%となっているので、興味・関心を持っていただけるよう、広報やホームページで啓発を図っていきます。

また、脱炭素社会の実現に向けて、今後、市としての取り組みの検討をすすめていきます。

問13 我孫子市では、「あびこエコ・プロジェクト」を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減や、環境負荷の低減に努めています。来年度から、第5次計画である「あびこエコ・プロジェクト5」がスタートしますが、選択肢の中では、特にどのような取組みに力を入れるべきだと思いますか。（あてはまるものを3つまでお選びください。）



※複数選択のため、パーセントは当該選択肢を選んだ方を回答者の中で割った数値となっております。

<コメント>

省エネルギー機器、次いで再生可能エネルギーの導入に力を入れるべき、を選択された方が多くなっています。市では、公共施設や街路灯のLED化を進めるとともに、設備更新時は省エネ型を選択するなど、限られた財源の中で可能なところから省エネ化を進めています。公共施設への再生可能エネルギーの導入については、小学校やアビスタ、市役所本庁舎など9施設に太陽光発電システムを設置しています。また、令和5年度に竣工予定の新廃棄物処理施設では、ごみの焼却時に発生する熱を利用したバイオマス発電を導入する計画です。

我孫子市環境基本計画

令和5（2023）年3月発行

我孫子市 環境経済部 手賀沼課

我孫子市
〒270-1146
我孫子市高野山新田193番地水の館3階
TEL：04-7185-1111（代）

